

5月 定 例 教 育 委 員 会

令和8年5月25日(月)

不死鳥のねがい

福井市市民憲章

わたくしたちは
不死鳥福井の市民であることに
誇りと責任を感じ
郷土の繁栄と幸福をきずくため
力をあわせ 不屈の気概をもって
このねがいをつらぬきましょう



実践目標期間（2024年4月～2029年3月）

1 すすんで 親切をつくし
愛情ゆたかなまちを つくりましょう

声かけと 笑顔でうまれる 地域の輪

2 すすんで 健康にこころがけ
明朗で活気あるまちを つくりましょう

スポーツで 心も体も さわやかに

3 すすんで くふうをこらし
清潔で美しいまちを つくりましょう

まちの美化 広がる緑と豊かな心

4 すすんで きまりを守り
安全で住みよいまちを つくりましょう

防犯防災 日々の声かけ 心がけ

5 すすんで 教育を重んじ
清新な文化のまちを つくりましょう

伝えよう 私が知ってる 福いいネ！

（1964年6月28日制定）

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）推進協議会

第 2 号議案

市議会定例会提出議案（令和 8 年度福井市一般会計補正予算）に同意すること
について

次のとおり令和 8 年度福井市一般会計補正予算について、市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

令和 8 年 5 月 2 5 日提出

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について、市長から意見を求められたことによる。

< 参考 >

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

（教育委員会の意見聴取）

第 2 9 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

主 要 事 業 の 説 明

新

地域スポーツクラブ・文化クラブ活動推進事業

99,766 千円

(地域クラブ活動推進室)

財源	国	県			一般財源
内訳	57,079	14,243			28,444

地域クラブ活動等に対して支援し、中学生が地域で生涯にわたってスポーツや文化芸術活動に親しむことができる機会を確保します。

事業概要

- (1) 地域スポーツ・文化クラブの休日活動への支援
休日の地域クラブ活動を支援し、指導者の確保等を推進
- (2) 地域スポーツ・文化クラブの平日活動への支援
平日の地域クラブ活動を支援し、平日活動の実現可能なあり方等を検証
- (3) 経済的困窮世帯への支援
地域クラブの参加費等を支援し、活動体験の格差を解消
- (4) 中学校の特別教室等の整備
セキュリティ対策等の安全確保を行い、地域クラブが安全かつ円滑に利用できる環境を整備

地場産プラスワン給食事業

10,818 千円

(学校給食課)

財源		県			
内訳		10,818			

給食に地場産食材を活用したおかずやデザートを追加するとともに、地場産食材を教材とした食育を推進します。

事業概要

〔事業内容〕

- ・学校給食に月 1 回程度、地場産食材を活用した副食 1 品を追加
- ・ 9 月から 2 月に計 6 回を実施予定

第 3 号 議 案

市議会定例会提出議案（財産の取得）に同意することについて

次のとおり財産の取得について、市長から意見を求められたので、本教育委員会は、
原案に同意する。

令和 8 年 5 月 2 5 日 提出

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

提 案 理 由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について、市長から意見を求められたことによる。

< 参 考 >

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

（教育委員会の意見聴取）

第 2 9 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

第 号議案 財産の取得について（タブレット端末一式）

教育委員会事務局 学校教育課

本市では、国のG I G Aスクール構想に基づき、児童生徒1人1台タブレット端末等を整備し、授業や家庭学習等においてI C Tを活用した学びを進めてきた。

整備から4～5年が経過し、多くの端末が耐用年数を迎えるため、令和8年度から令和10年度にかけてタブレット端末等の更新を行う。

タブレット端末等購入に係る費用について予定価格が2,000万円以上になることから、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、取得に際し議決を求める。

1 契約概要

- ・取得財産 タブレット端末一式
- ・契約金額 370,810,000円（税込）
- ・契約の相手方 三谷商事株式会社（プロポーザル方式にて選定※1）
- ・納入場所 福井市各小学校
- ・納入期限 令和8年12月28日（月）

2 取得財産詳細

タブレット端末一式（1台あたり55,000円）

- 【内訳】
- ・Apple iPad本体
 - ・キーボード付きケース
 - ・タッチペン
 - ・端末管理システムライセンス

3 取得台数

6,742台（小学校児童用6,118台、予備機624台）

4 タブレット端末等更新計画

年度	合計台数	児童生徒用	予備機	対象学年
令和8年度	6,742台	6,118台	624台	小学校3・4・5年生
令和9年度	5,925台	5,387台	538台	小学校1・2・3年生
令和10年度	5,934台	5,395台	539台	中学校1・2・3年生
合計	18,601台	16,900台	1,701台	

5 調達方法

- ・端末の調達は、福井県が主体となり市町が参加する共同調達※2により実施する。
- ・調達にあたり、福井県公立学校情報機器整備補助金※3を活用する。

≪参考資料≫

※1 福井県公立学校学習者用コンピュータの共同調達（令和8年度iPadOS調達分）に関する企画提案型審査にて選定

- 令和8年2月 9日(月) 公告
- 2月25日(水) 参加申請申込締切
- 3月10日(火) 企画提案書提出締切
- 3月25日(水) 選定審査会
- 3月27日(金) 契約先候補者決定

※2 共同調達

福井県内の自治体が協議し、同一仕様に基づき一括して一つの事業者から購入すること。

※3 福井県公立学校情報機器整備補助金

本補助金は、国の補助金を活用し、県内の公立学校で行う端末更新やネットワーク整備を計画的に進めるための制度である。

- 補助対象上限額：1台あたり55,000円（税込）
- 補助要件：県が実施する共同調達への参加
- 補助率：経費の3分の2

≪購入予定端末≫



第 4 号 議 案

市議会定例会提出議案（工事請負契約の変更）に同意することについて

次のとおり工事請負契約の変更について、市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

令和 8 年 5 月 2 5 日提出

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について、市長から意見を求められたことによる。

< 参 考 >

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

（教育委員会の意見聴取）

第 2 9 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

第 号議案 工事請負契約の変更について（清水中学校校舎・体育館・外1棟外壁改修工事）

教育委員会事務局 学校施設課

清水中学校外壁改修工事において、設計変更等により契約金額を変更することについて、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、契約に際し議決を求める。

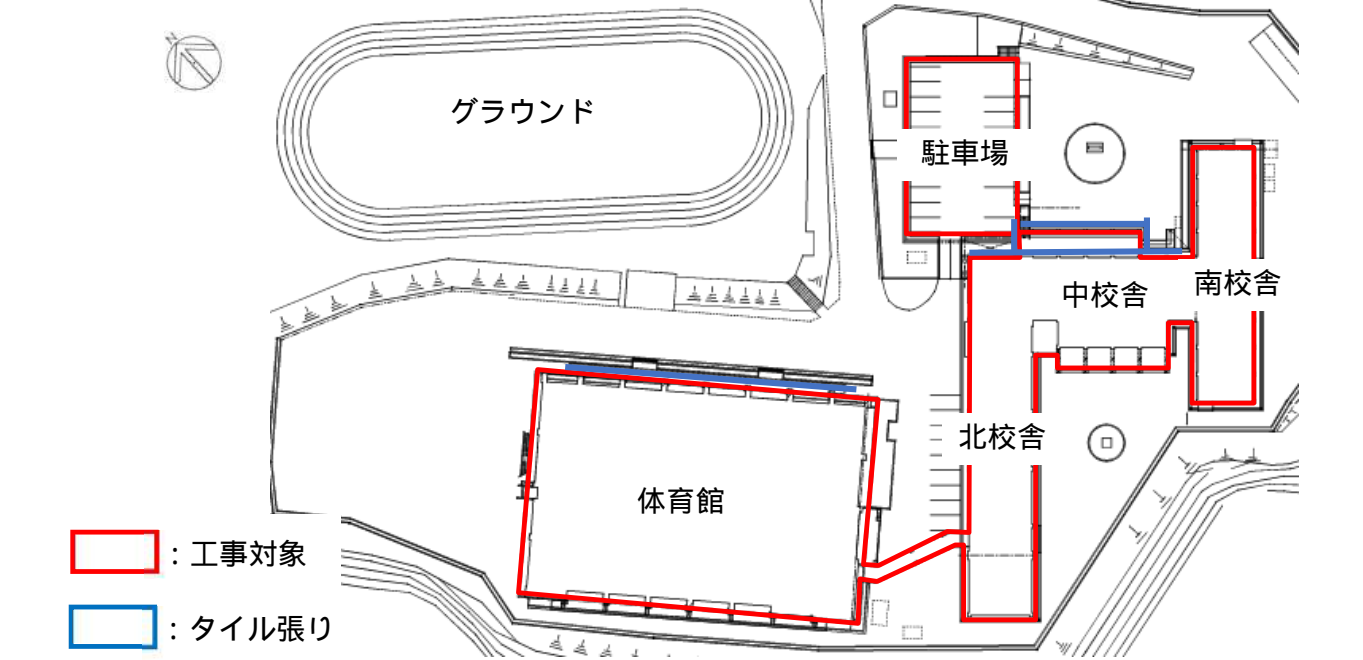
1 契約概要

工 事 名	清水中学校校舎・体育館・外1棟外壁改修工事
契約の相手方	ケンソウ株式会社
施工場所	福井市島寺町 地係
工 期	令和7年9月26日から令和8年10月16日まで

2 変更金額

変 更 前	187,586,300円（税込）
変 更 後	197,534,700円（税込）
差 引 額	9,948,400円（税込）

■ 配置図



校舎	鉄筋コンクリート造	4階建	外壁改修面積	5,568㎡
体育館	鉄骨鉄筋コンクリート造	3階建	外壁改修面積	3,667㎡
駐車場	鉄骨造	平屋建	外壁改修面積	736㎡

3 変更理由

- ・タイル張り外壁補修箇所の増加
校舎 打診調査により想定より多くの劣化部位が確認されたため、調査結果に合わせてタイル補修数量を変更する。

	当初設計	調査後	増減
注入口付アンカーピンニング エポキシ樹脂注入タイル固定工法	1,862枚	8,691枚	6,829枚（増）

- ・体育館 打診調査により想定より多くの劣化部位および浮きの範囲が広域に渡ることが確認されたため、補修工法を「注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法」から「透明樹脂系タイル張り仕上げ外壁複合改修工法」に変更する。

	当初設計	調査後	増減
工法変更前 注入口付アンカーピンニング エポキシ樹脂注入タイル固定工法	1,072枚	6,758枚	5,684枚（増）

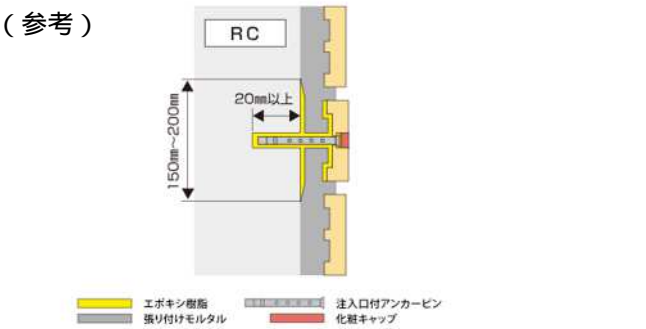
	当初設計	調査後
工法変更後 透明樹脂系タイル張り仕上げ 外壁複合改修工法	—	270㎡



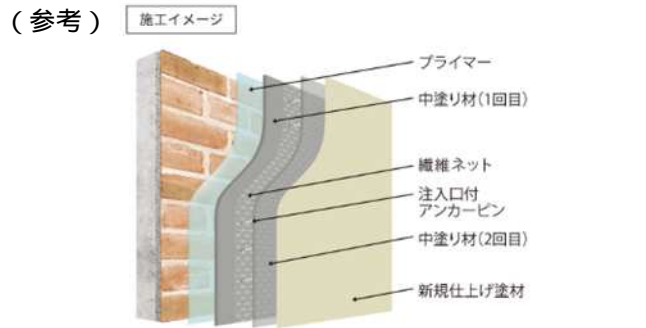
【校舎タイル面打診状況】



【体育館タイル面打診状況】



【校舎：注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法】



【体育館：透明樹脂系タイル張り仕上げ外壁複合改修工法】

第 5 号議案

市指定文化財の指定解除について

福井市文化財保護条例（昭和 44 年福井市条例第 24 号）第 4 条第 1 項及び福井市文化財保護条例施行規則（昭和 44 年教育委員会規則第 1 号）第 5 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、福井市指定文化財の指定を解除する。

令和 8 年 5 月 25 日提出

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

- 1 市指定有形文化財 天然記念物 ガラガラ山のヤブニッケイの群生地
(平成 17 年 10 月 31 日指定 天然記念物 14)

提案理由

福井県文化財保護条例（昭和 34 年福井県条例第 39 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 5 月 12 日付けで福井県指定文化財の指定をうけたことによる。

市指定文化財 ガラガラ山のヤブニッケイの群生地在市指定解除について
(教育委員会事務局 文化財保護課)

市指定文化財 ガラガラ山のヤブニッケイの群生地が、令和8年5月12日付けで新たに県指定文化財に指定されたことを受けて、市指定を解除する。
なお、新たな指定を含めた福井市内の県指定文化財の件数は64件、市指定文化財86件になる。

文化財分類

所在地 福井県福井市居倉町73字猪ノ山1番1の一部
所有者 居倉生産森林組合
面積 19,200 m²(標高 390m 以上)
由来・特徴

ヤブニッケイは、本州(福島県以南・北陸地方以西)、四国、九州、沖縄に分布するクスノキ科クスノキ属の常緑高木の一つである。

本件は、日本海側北限に近いにもかかわらず、居倉町南西に位置する標高421m のガラガラ山に植生しているのは、この山が標高の高い山に囲まれており、冬季の寒気が対馬暖流で温められて生じた暖気流が、ちょうどこの付近辺りに直接上陸する点が挙げられる。

ガラガラ山の植生は標高290mから山頂にかけて広範囲に分布する。特に、標高390m から山頂までの範囲にかけては密生している(この範囲にかけて、県指定文化財の範囲とした)。

山頂の樹種構成は極めて少なく、ヤブニッケイ、シロダモ、カラスザンショウ、ヤマフジおよびヤブツバキの5種類であり、ヤブニッケイの立木密度はヘクタールあたりに換算すると1,100本が自生すると推測される。

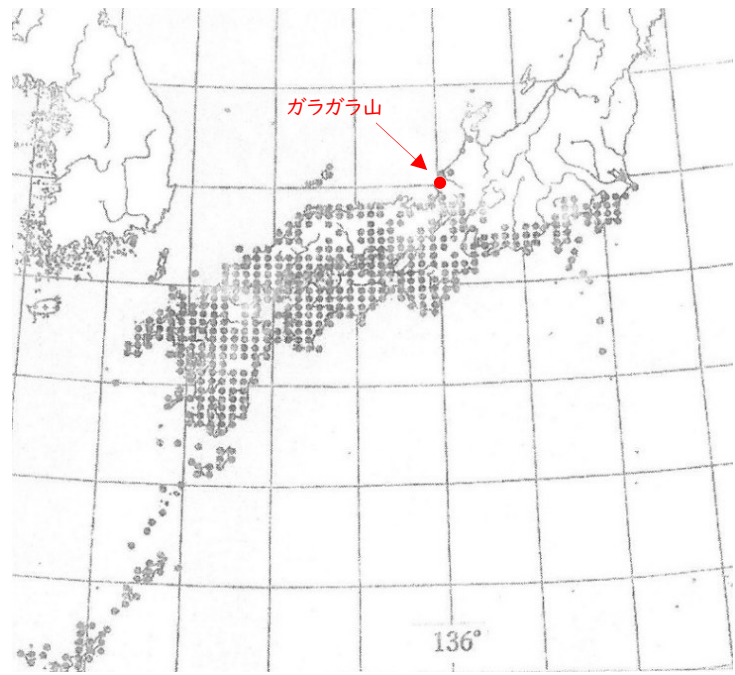
福井県内では雄島のヤブニッケイ(坂井市三国町雄島)が有名であるが、ガラガラ山に自生する規模のヤブニッケイ群落は、福井県下でも他ではみられない。



写真1 ガラガラ山遠景
越前水仙の里公園から南を望む



第1図 ヤブニッケイ群落位置図



第2図 ヤブニッケイ群落分布図



写真2 ヤブニッケイ自生状況(頂上付近)



写真3 ヤブニッケイ自生状況(頂上付近)

福井市における指定等文化財一覧表									(令和8年5月25日時点)					
指定 種別	建造 物	絵 画	彫 刻	工 芸 品	書跡・ 典籍・ 古文書	歴 史 資 料	考 古 資 料	有形民俗 文化財	無形民俗 文化財	史 跡	名 勝	天然 記念物	文化的 景観	合計
国指定	1	3	1	3	2	1	2		2	3	2	1		21
国選定													1	1
国選択									1					1
県指定	4	11	19	5	2	2	7	1	6	5	2			64
市指定	17	3	18	1	3		4	1	2	17	1	19		86
国登録	24													24
合 計	46	17	38	9	7	3	13	2	11	25	3	22	1	197

第 6 号議案

福井市文化財保護委員会委員の委嘱について

福井市文化財保護条例（昭和 44 年福井市条例第 24 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、福井市文化財保護委員会委員を次のとおり委嘱する。

令和 8 年 5 月 25 日提出

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

1 氏名等

氏 名	所属または経歴	分野	備考
	元 福井大学大学院 講師	建築	再任
	宮内庁皇居三の丸尚蔵館 学芸部 企画課長	絵画	再任
	佛教大学 歴史学部 教授	彫刻	再任
	福井大学 名誉教授	中世史	再任
	元 福井県文書館 副館長	近世史	再任
	元 福井県立歴史博物館 館長	考古	再任
	松江市文化スポーツ部文化財課 文化財主任	民俗	再任
	福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館 文化財調査員	名勝	再任
	（一社）日本樹木医会福井県支部会員 樹木医	天然記念物 （植物）	再任
	福井大学 教育学部 教授	天然記念物 （地質）	再任

2 委嘱期間

令和 8 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日まで

第 7 号議案

福井市スポーツ推進審議会委員の委嘱に同意することについて

次のとおり福井市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

令和 8 年 5 月 2 5 日提出

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

提案理由

この議案を提出したのは、福井市スポーツ推進審議会に関する条例（昭和 3 8 年 4 月 5 日条例第 2 3 号）第 3 条第 1 項及び第 4 条の規定に基づき、委員の委嘱について市長から意見を求められたことによる。

1 氏名等

氏 名	団体・役職名等
	福井大学教育学部 准教授
	公益社団法人福井市スポーツ協会 副会長
	福井市スポーツ推進委員協議会 会長
	福井県障がい者スポーツ指導者協議会 会長
	福井市小学校体育研究部 部会長 (福井市長橋小学校長 校長)
	福井地区中学校体育連盟 理事長 (福井市足羽中学校 教諭)
	福井市スポーツ少年団 本部長
	福井市レクリエーション協会 会長
	福井市壮年会連絡協議会 事務局長
	福井市老人クラブ連合会 理事

2 委嘱期間

令和 8 年 6 月 1 日から令和 1 0 年 5 月 3 1 日まで

< 参考 >

福井市スポーツ推進審議会に関する条例 抜粋

（組織）

第3条 審議会は、15人以内の委員で組織する。

2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

（任命）

第4条 審議会の委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が福井市教育委員会の意見を聞いて任命する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

第 2 号 報 告

専決処分（福井市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則）の承認を
求めることについて

福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和 1 8 年福井市教育委員会規則第 6 号）第
2 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同項の規定により、こ
れを報告し、その承認を求める。

令和 8 年 5 月 2 5 日提出

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

第 2 号専決

福井市教育委員会行政組織規則等の一部改正について

福井市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則について、福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和 18 年福井市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 1 日

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

福井市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則

（福井市教育委員会行政組織規則の一部改正）

第 1 条 福井市教育委員会行政組織規則（平成 18 年福井市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

「教育政策課

「教育総務課 （地域クラブ活動推進室）

第 7 条中 学校教育課 を 学校施設課 に改める

保健給食課」 学校教育課

学校給食課 」

。

第 9 条教育総務課の項中「教育総務課」を「教育政策課」に改め、第 7 号から第 9 号までを削り、第 10 号を第 7 号とし、同項第 11 号を削り、同項中第 12 号を第 8 号とし、第 13 号を第 9 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(10) 学校施設のマネジメントに関すること。

第 9 条教育総務課の項第 14 号を同項第 11 号とし、同項の次に次の 2 項を加える。

（地域クラブ活動推進室）

(1) 地域クラブ活動の推進に関すること。

(2) 学校施設の目的外使用に関すること（学校開放、優先利用及び一時的利用に係るものに限る。）。

学校施設課

- (1) 学校及び幼稚園施設の建設及び維持管理に関すること。
- (2) 学校物品の購入、供給及び出納に関すること。
- (3) 施設技師に関すること。
- (4) 学校施設の目的外使用に関すること（他の課等の所管に属するものを除く。）。

第9条学校教育課の項に次の2号を加える。

- (6) 学校体育の指導に関すること。
- (7) 学校保健及び安全管理に関すること。

第9条保健給食課の項中「保健給食課」を「学校給食課」に改め、第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

第17条の表中「教育総務課」を「教育政策課」に、「保健給食課」を「学校給食課」に改める。

第58条第1項の表中「学校給食センター、美山学校給食センター、中央公民館」を「中央公民館」に改める。

第60条第2号の表福井市学校給食運営委員会の項中「保健給食課」を「学校給食課」に、同表福井市結核対策委員会の項中「保健給食課」を「学校教育課」に改める。

（福井市教育委員会公印規則の一部改正）

第2条 福井市教育委員会公印規則（昭和51年福井市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第5条中「教育総務課」を「教育政策課」に改める。

第6条、第8条第1項、第9条第2項及び第4項、第10条、第11条、別表1公印の表及び2 職印の表、様式第3号、様式第4号並びに様式第5号中「教育総務課長」を「教育政策課長」に改める。

（福井市結核対策委員会設置規則の一部改正）

第3条 福井市結核対策委員会設置規則（平成19年福井市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第8条中「福井市教育委員会保健給食課」を「福井市教育委員会事務局学校教育

課」に改める。

（福井市立学校施設使用規則の一部改正）

第4条 福井市立学校施設使用規則（平成12年福井市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第3号及び様式第4号中「指令教総第 号」を「指令 第号」に改める。

（福井市学校給食運営委員会規則の一部改正）

第5条 福井市学校給食運営委員会規則（平成11年福井市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「保健給食課」を「学校給食課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福井市教育委員会行政組織規則（平成18年福井市教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○福井市教育委員会行政組織規則 平成18年1月31日 教委規則第3号 福井市教育委員会行政組織規則（平成10年福井市教育委員会規則第1号）の全部を次のように改正する。 第1条～第6条 （略） 第2章 本庁 第1節 本庁に置く課等 （本庁に置く課等） 第7条 本庁に、次に掲げる課等を置く。 <u>教育政策課</u> <u>（地域クラブ活動推進室）</u> <u>学校施設課</u> 学校教育課 <u>学校給食課</u> 生涯学習課 文化財保護課 （少年対策参事官）	○福井市教育委員会行政組織規則 平成18年1月31日 教委規則第3号 福井市教育委員会行政組織規則（平成10年福井市教育委員会規則第1号）の全部を次のように改正する。 第1条～第6条 （略） 第2章 本庁 第1節 本庁に置く課等 （本庁に置く課等） 第7条 本庁に、次に掲げる課等を置く。 <u>教育総務課</u> 学校教育課 <u>保健給食課</u> 生涯学習課 文化財保護課 （少年対策参事官）

第8条 少年行政の円滑かつ適正な運営を図るため、事務局に少年対策参事官を置く。

2 少年対策参事官は、上司の命を受け、少年の指導育成について、事務局の職員に対し、必要な指導助言を行うものとする。

3 少年対策参事官は、職員のうちから委員会が任命する。

第2節 事務分掌

(本庁各課等の事務分掌)

第9条 本庁各課等の事務分掌は、次に掲げるとおりとする。

教育政策課

- (1) 委員会の会議に関すること。
- (2) 委員会の所掌に係る条例、規則及び訓令の審査及び総括に関すること。
- (3) 公告式に関すること。
- (4) 公印の管理に関すること。
- (5) 表彰の総括に関すること。
- (6) 事務局の職員及び教育機関の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条各号に規定する職員を除く。）の人事、給与及び厚生福祉に関すること。

(削る)

第8条 少年行政の円滑かつ適正な運営を図るため、事務局に少年対策参事官を置く。

2 少年対策参事官は、上司の命を受け、少年の指導育成について、事務局の職員に対し、必要な指導助言を行うものとする。

3 少年対策参事官は、職員のうちから委員会が任命する。

第2節 事務分掌

(本庁各課等の事務分掌)

第9条 本庁各課等の事務分掌は、次に掲げるとおりとする。

教育総務課

- (1) 委員会の会議に関すること。
- (2) 委員会の所掌に係る条例、規則及び訓令の審査及び総括に関すること。
- (3) 公告式に関すること。
- (4) 公印の管理に関すること。
- (5) 表彰の総括に関すること。
- (6) 事務局の職員及び教育機関の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条各号に規定する職員を除く。）の人事、給与及び厚生福祉に関すること。

(7) 施設技師に関すること。

(8) 学校及び幼稚園施設の建設及び維持管理に関すること。

(9) 学校物品の購入、供給及び出納に関すること。

- (7) 教育に関する調査及び指定統計その他の統計に関すること。
- (8) 学校施設の目的外使用に関すること。
- (9) 教育委員会の所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- (10) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱及び総合教育会議に関すること（補助執行）。
- (11) 学校施設のマネジメントに関すること。
- (12) 事務局の他課の所掌に属さないこと。

(地域クラブ活動推進室)

- (1) 地域クラブ活動の推進に関すること。
- (2) 学校施設の目的外使用に関すること。

学校施設課

- (1) 学校及び幼稚園施設の建設及び維持管理に関すること。
- (2) 学校物品の購入、供給及び出納に関すること。
- (3) 施設技師に関すること。
- (4) 学校施設の目的外使用に関すること。

学校教育課

- (1) 学校教育の管理及び運営に関すること。
- (2) 幼児、児童及び生徒の就園、就学及び転出入に関すること。
- (3) 幼稚園及び小中学校の学習及び指導に関すること。
- (4) 教職員の人事及び研修に関すること。

- (10) 教育に関する調査及び指定統計その他の統計に関すること。
- (11) 学校施設の目的外使用に関すること。
- (12) 教育委員会の所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- (13) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱及び総合教育会議に関すること（補助執行）。
- (14) 事務局の他課の所掌に属さないこと。

学校教育課

- (1) 学校教育の管理及び運営に関すること。
- (2) 幼児、児童及び生徒の就園、就学及び転出入に関すること。
- (3) 幼稚園及び小中学校の学習及び指導に関すること。
- (4) 教職員の人事及び研修に関すること。

(5) 少年愛護センターに関する事。

(6) 学校体育の指導に関する事。

(7) 学校保健及び安全管理に関する事。

学校給食課

(削る)

(1) 学校給食に関する事。

(2) 調理技師に関する事。

(3) 学校給食センターに関する事。

生涯学習課

(1) 生涯学習の企画、研究及び実施に関する事。

(2) 家庭教育、少年教育、青年教育、女性教育、成人教育及び高齢者教育の振興に関する事。

(3) 社会教育委員に関する事。

(4) 社会教育関係の機関及び団体の連絡調整及び指導育成に関する事。

(5) 公民館活動に対する指導助言に関する事。

(6) 公民館の建設及び維持管理に関する事。

(7) 生涯教育施設の維持管理に関する事。

(8) 視聴覚教育の振興に関する事。

(9) 中央公民館に関する事。

(5) 少年愛護センターに関する事。

保健給食課

(1) 学校体育の指導に関する事。

(2) 学校保健及び安全管理に関する事。

(3) 学校給食に関する事。

(4) 調理技師に関する事。

(5) 学校給食センターに関する事。

生涯学習課

(1) 生涯学習の企画、研究及び実施に関する事。

(2) 家庭教育、少年教育、青年教育、女性教育、成人教育及び高齢者教育の振興に関する事。

(3) 社会教育委員に関する事。

(4) 社会教育関係の機関及び団体の連絡調整及び指導育成に関する事。

(5) 公民館活動に対する指導助言に関する事。

(6) 公民館の建設及び維持管理に関する事。

(7) 生涯教育施設の維持管理に関する事。

(8) 視聴覚教育の振興に関する事。

(9) 中央公民館に関する事。

(10) 木ごころ文化ホールに関する事。

(11) 少年自然の家に関する事。

文化財保護課

(1) 文化財の保護に関する事。

(2) 文化財保護委員会に関する事。

(3) 文化財の調査及び研究に関する事。

(4) 埋蔵文化財に関する事。

(5) 文化財保護センターに関する事。

(6) おさごえ民家園に関する事。

(7) 自然史博物館に関する事。

(8) 美術館に関する事。

(9) 郷土歴史博物館に関する事。

第3章 削除

第10条から第16条まで 削除

第4章 教育機関

第1節 総則

(教育機関)

第17条 法律又は条例により設置された教育機関は、次のとおりとする。

教育機関	所属
小・中学校及び幼稚園	教育政策課

(10) 木ごころ文化ホールに関する事。

(11) 少年自然の家に関する事。

文化財保護課

(1) 文化財の保護に関する事。

(2) 文化財保護委員会に関する事。

(3) 文化財の調査及び研究に関する事。

(4) 埋蔵文化財に関する事。

(5) 文化財保護センターに関する事。

(6) おさごえ民家園に関する事。

(7) 自然史博物館に関する事。

(8) 美術館に関する事。

(9) 郷土歴史博物館に関する事。

第3章 削除

第10条から第16条まで 削除

第4章 教育機関

第1節 総則

(教育機関)

第17条 法律又は条例により設置された教育機関は、次のとおりとする。

教育機関	所属
小・中学校及び幼稚園	教育総務課

少年愛護センター	学校教育課
学校給食センター及び美山学校給食センター	学校給食課
公民館	生涯学習課
文化財保護センター、おさごえ民家園、自然史博物館、美術館及び郷土歴史博物館	文化財保護課
図書館	図書館
みどり図書館及び清水図書館	みどり図書館
桜木図書館及び美山図書館	桜木図書館

第18条～第57条 （略）

第3節 教育機関の職制

（教育機関に置く役職及びその職務）

第58条 次の表の左欄に掲げる役職を、それぞれ同表の中欄に掲げる教育機関の組織に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

役職	教育機関	職務
統括館長	図書館	上司の命を受け、図書館、みどり図書館及び桜木図書館の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
館長	図書館、みどり図書館及び桜木図書館	上司の命を受け、所属教育機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

少年愛護センター	学校教育課
学校給食センター及び美山学校給食センター	保健給食課
公民館	生涯学習課
文化財保護センター、おさごえ民家園、自然史博物館、美術館及び郷土歴史博物館	文化財保護課
図書館	図書館
みどり図書館及び清水図書館	みどり図書館
桜木図書館及び美山図書館	桜木図書館

第18条～第57条 （略）

第3節 教育機関の職制

（教育機関に置く役職及びその職務）

第58条 次の表の左欄に掲げる役職を、それぞれ同表の中欄に掲げる教育機関の組織に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

役職	教育機関	職務
統括館長	図書館	上司の命を受け、図書館、みどり図書館及び桜木図書館の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
館長	図書館、みどり図書館及び桜木図書館	上司の命を受け、所属教育機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

副館長	図書館、みどり図書館及び桜木図書館	上司の命を受け、所属教育機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
所長、館長及び副館長	中央公民館、少年愛護センター、文化財保護センター、清水図書館及び美山図書館	上司の命を受け、所属教育機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
課長補佐	図書館	上司を補佐し、所属教育機関の事務を整理し、所属の職員を指揮監督する。
教諭指導員	幼稚園	上司の命を受け、幼稚園の職員の指導及び幼稚園業務の支援に関する事務を掌理する。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

第59条 (略)

第7章 附属機関

(附属機関の名称等)

第60条 地方自治法第138条の4第3項の規定により設置された附属機関の名称、根拠及び所属は、次のとおりとする。

副館長	図書館、みどり図書館及び桜木図書館	上司の命を受け、所属教育機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
所長、館長及び副館長	<u>学校給食センター、美山学校給食センター</u> 、中央公民館、少年愛護センター、文化財保護センター、清水図書館及び美山図書館	上司の命を受け、所属教育機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
課長補佐	図書館	上司を補佐し、所属教育機関の事務を整理し、所属の職員を指揮監督する。
教諭指導員	幼稚園	上司の命を受け、幼稚園の職員の指導及び幼稚園業務の支援に関する事務を掌理する。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

第59条 (略)

第7章 附属機関

(附属機関の名称等)

第60条 地方自治法第138条の4第3項の規定により設置された附属機関の名称、根拠及び所属は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 条例の規定により設置された附属機関

名称	根拠条例	所属
福井市通学区域審議会	福井市通学区域審議会条例（昭和44年福井市条例第22号）	学校教育課
福井市教育支援委員会	福井市附属機関設置条例（平成10年福井市条例第18号）	学校教育課
学校不適応対策事業推進会議	福井市附属機関設置条例	学校教育課
福井市少年愛護センター運営委員会	福井市少年愛護センター設置条例（昭和38年福井市条例第21号）	学校教育課
福井市学校給食運営委員会	福井市附属機関設置条例	<u>学校給食課</u>
福井市結核対策委員会	福井市附属機関設置条例	<u>学校教育課</u>
公民館運営審議会	福井市公民館設置に関する条例	生涯学習課
福井市文化財保護委員会	福井市文化財保護条例（昭和44年福井市条例第24号）	文化財保護課
福井市自然史博物館運営協議会	福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例（平成24年福井市条例第4号）	文化財保護課
福井市美術館運営協	福井市美術館の設置及び管理に関する	文化財保護課

(1) (略)

(2) 条例の規定により設置された附属機関

名称	根拠条例	所属
福井市通学区域審議会	福井市通学区域審議会条例（昭和44年福井市条例第22号）	学校教育課
福井市教育支援委員会	福井市附属機関設置条例（平成10年福井市条例第18号）	学校教育課
学校不適応対策事業推進会議	福井市附属機関設置条例	学校教育課
福井市少年愛護センター運営委員会	福井市少年愛護センター設置条例（昭和38年福井市条例第21号）	学校教育課
福井市学校給食運営委員会	福井市附属機関設置条例	<u>保健給食課</u>
福井市結核対策委員会	福井市附属機関設置条例	<u>保健給食課</u>
公民館運営審議会	福井市公民館設置に関する条例	生涯学習課
福井市文化財保護委員会	福井市文化財保護条例（昭和44年福井市条例第24号）	文化財保護課
福井市自然史博物館運営協議会	福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例（平成24年福井市条例第4号）	文化財保護課
福井市美術館運営協	福井市美術館の設置及び管理に関する	文化財保護課

議会	る条例（平成9年福井市条例第8号）	
福井市立郷土歴史博物館運営協議会	福井市立郷土歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成15年福井市条例第32号）	文化財保護課
福井市図書館協議会	福井市図書館の設置及び管理に関する条例（昭和51年福井市条例第31号）	図書館

附 則

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第18号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第8号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第5号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年教委規則第3号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教委規則第5号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日教委規則第9号）

議会	る条例（平成9年福井市条例第8号）	
福井市立郷土歴史博物館運営協議会	福井市立郷土歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成15年福井市条例第32号）	文化財保護課
福井市図書館協議会	福井市図書館の設置及び管理に関する条例（昭和51年福井市条例第31号）	図書館

附 則

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第18号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第8号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第5号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年教委規則第3号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教委規則第5号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日教委規則第9号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年4月1日教委規則第3号）

（施行期日）

この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第3条に規定する新教育長が最初に任命された日から施行する。ただし、第1条中福井市教育委員会所管事務委任規則第1条の改正規定、第4条中福井市教育委員会公告式規則第1条の改正規定及び第6条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年4月1日教委規則第3号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年4月1日教委規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月26日教委規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年4月1日教委規則第3号）

（施行期日）

この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第3条に規定する新教育長が最初に任命された日から施行する。ただし、第1条中福井市教育委員会所管事務委任規則第1条の改正規定、第4条中福井市教育委員会公告式規則第1条の改正規定及び第6条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年4月1日教委規則第3号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年4月1日教委規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月26日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年4月1日教委規則第4号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年4月1日教委規則第4号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

第 3 号 報 告

専決処分（福井市立学校管理規則の一部を改正する規則）の承認を求めること
について

福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和 1 8 年福井市教育委員会規則第 6 号）第
2 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同項の規定により、こ
れを報告し、その承認を求める。

令和 8 年 5 月 2 5 日提出

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

第 3 号専決

福井市立学校管理規則の一部改正について

福井市立学校管理規則の一部を改正する規則について、福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和 18 年福井市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 1 日

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

福井市立学校管理規則の一部を改正する規則

福井市立学校管理規則（昭和 47 年福井市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「その現有概況を備品出納計算書（様式第 1 号）により 3 月末日現在で作成し、5 月末日までに教育委員会に」を「備品受払いの都度その現有概況を整理するとともに、教育委員会の求めに応じ、備品出納計算書（様式第 1 号）により当該現有概況を」に改め、同条第 2 項中「により」を「に、事故内容が分かる書類を添えて」に改める。

第 4 条の見出しを「（目的外使用）」に改め、同条中「その学校以外の者が使用しようとする場合は、福井市立学校施設使用条例（昭和 25 年福井市条例第 36 号）」を「学校教育以外の目的で学校の施設及び設備を使用する場合において、当該施設及び設備の使用の許可の申請等の手続については、福井市立学校施設使用規則（平成 12 年福井市教育委員会規則第 3 号）の定めるところによるものとし、その使用料については、福井市立学校施設使用料条例（平成 12 年福井市条例第 7 号）」に改める。

第 6 条を次のように改める。

（職員等）

第 6 条 小学校にあつては学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 37 条第 1 項及び第 2 項に規定する者を、中学校にあつては同法第 49 条に規定する者を置く。

2 前項に規定する者のほか、教育委員会が必要と認めるときは、市費負担養護教諭、市費負担養護助教諭、施設技師及び調理技師を置くことができる。

3 前項に規定する者は、校長の命を受け、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める業務に従事する。

(1) 市費負担養護教諭及び市費負担養護助教諭 学校における保健に関する業務

(2) 施設技師 学校環境の整備その他の用務

(3) 調理技師 学校給食に関する業務

4 第2項に規定する者は、教育委員会が任免する。

第12条第5項中「送付しなければ」を「引き継がなければ」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 給与基本明細書

第12条第5項第3号を次のように改める。

(3) 人事記録カード

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第 号議案 福井市立学校管理規則の一部改正について

福井市教育委員会学校教育課

1 改正の目的

校務支援システム（C 4 t h）の導入による事務処理の電子化、学校施設の使用に関する法令体系の変更、及び施設・備品管理に関する規定の一部が現行運用と整合していない状況を踏まえ、規定を最新の運用に即して整理する必要がある。また、教育委員会が任命する職員の区分及び職務内容が明確でないことから、これらの規定を整備し、規定全体の適正化及び事務処理の効率化を図る。

2 主な改正の内容

- 所要の規定の整備
第3条第1項

改正内容	「備品受払いのつど整理し、教育委員会の求めに応じ、備品出納計算書（様式第1号）により、当該現有概況を」に改める。
理 由	備品の現況については、購入、廃棄等その都度対応している。備品出納計算書の作成基準日および提出期限を規定から削除し、提出時期等を運用により柔軟に定められるようにするため。

第3条第2項

改正内容	「学校施設・設備・事故発生（損傷・亡失）届（様式第2号）に事故内容がわかる書類を添えて」に改める。
理 由	学校施設・設備に関する事故報告の際、事故の状況を的確に把握するために必要な資料の添付を義務付けることで、教育委員会における迅速かつ適切な対応を図るため。

- 法令体系変更への対応
第4条

改正内容	見出しを「目的外使用」に、条文を「学校教育以外の目的で学校の施設及び設備を使用する場合において、当該施設及び設備の使用の許可の申請等の手続については、福井市立学校施設使用規則（平成12年福井市教育委員会規則第3号）の定めるところによるものとし、その使用料については、福井市立学校施設使用料条例（平成12年福井市条例第7号）」に改める。
理 由	平成12年に「福井市立学校施設使用条例」は廃止となり、学校施設の使用に関する手続等は福井市立学校施設使用規則に、また使用料の徴収に関する事項は福井市立学校施設使用料条例に定められた。現行の規則及び条例に改め、制度及び運用の実態に即した規定とする。

- 職務区分等の明確化

第6条

改正内容	条項号を全部改正する。
理 由	第6条の規定を整理し、教育委員会が任命する職員の区分及び職務内容を明確化する。

- 電子化への対応

第12条第5項

改正内容	転任時の引継ぎ方法を「引き継がなければならない」に改め、書類名を「給与基本明細書」、「人事記録カード」に改める。
理 由	職員が転任した際、校長が転出先の校長へ書類を送付しているが、「人事記録カード」が電子化されたことにより、電子的な引継ぎも含めて対応するためである。このため、「人事記録カード写（校長証明添付）」を「人事記録カード」に改める。 また、「給与基本テープ明細書」についても、現在では「テープ」という用語を使用していないことから、「給与基本明細書」に改める。

3 施行期日

令和8年4月1日

福井市立学校管理規則（昭和47年福井市教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（台帳及び報告） 第3条 校長は、備品に関する台帳を備え、<u>備品受払いの都度その現有概況を整理するとともに、教育委員会の求めに応じ、備品出納計算書（様式第1号）により当該現有概況を</u>報告しなければならない。 2 校長は、学校の施設又は設備に重大な事故が発生したとき、又はこれが著しく損傷若しくは亡失したときには、速やかに学校施設・設備・事故発生（損傷・亡失）届（様式第2号）<u>に、事故内容が分かる書類を添えて</u>教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。 （目的外使用） 第4条 学校の施設及び設備を<u>学校教育以外の目的で学校の施設及び設備を使用する場合において、当該施設及び設備の使用の許可の申請等の手続については、福井市立学校施設使用規則（平成12年福井市教育委員会規則第3号）の定めるところによるものとし、その使用料については、福井市立学校施設使用料条例（平成12年福井市条例第7号）の定めるところによる。</u> <u>（職員等）</u> 第6条 小学校にあつては学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第1項及び第2項に規定する者を、中学校にあつては同法第49条に規定する者を置く。 2 前項に規定する者のほか、教育委員会が必要と認めるときは、市費負担養護教諭、市費負担養護助教諭、施設技師及び調理技師を置くことができる。	（台帳及び報告） 第3条 校長は、備品に関する台帳を備え、<u>その現有概況を備品出納計算書（様式第1号）により3月末日現在で作成し、5月末日までに教育委員会に</u>報告しなければならない。 2 校長は、学校の施設又は設備に重大な事故が発生したとき、又はこれが著しく損傷若しくは亡失したときには、速やかに学校施設・設備・事故発生（損傷・亡失）届（様式第2号）<u>により</u>教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。 （他の者の使用） 第4条 学校の施設及び設備を<u>その学校以外の者が使用しようとする場合は、福井市立学校施設使用条例（昭和25年福井市条例第36号）の定めるところによる。</u> <u>（職員等）</u> 第6条 小学校にあつては学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第1項及び第2項に規定する者を、中学校にあつては同法第49条に規定する者を置くほか、教育委員会が必要と認めるとき次に掲げるとおりは、市費負担養護教諭、市費負担養護助教諭、施設技師及び調理技師を置くことができる。 <u>(1) 市費負担養護教諭及び市費負担養護助教諭は、校長の命を受け</u>

3 前項に規定する者は、校長の命を受け、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める業務に従事する。 (1) 市費負担養護教諭及び市費負担養護助教諭 学校における保健に関する業務 (2) 施設技師 学校環境の整備その他の用務 (3) 調理技師 学校給食に関する業務 4 第2項に規定する者は、教育委員会が任免する。 (赴任) 第12条 (略) 2～4 (略) 5 職員が転任したときは、校長は、転出先の校長に次に掲げる書類を<u>引き継がなければならない</u>。 (1) <u>給与基本明細書</u> (2) (略) (3) <u>人事記録カード</u> (4)～(7) (略)	<u>学校における保健に関する業務に従事する。</u> (2) <u>施設技師は、校長の命を受け、学校環境の整備その他の用務に従事する。</u> (3) <u>調理技師は、校長の命を受け、学校給食に関する業務に従事する。</u> 2 前項に規定する職員のうち、県費負担教職員以外の職員は、教育委員会が任免する。 (赴任) 第12条 (略) 2～4 (略) 5 職員が転任したときは、校長は、転出先の校長に次に掲げる書類を<u>送付しなければならない</u>。 (1) <u>給与基本テープ明細書</u> (2) (略) (3) <u>人事記録カード写 (校長証明添付)</u> (4)～(7) (略)
---	--

第 4 号 報 告

専決処分（福井市結核対策委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて
福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和 18 年福井市教育委員会規則第 6 号）第
2 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同項の規定により、こ
れを報告し、その承認を求める。

令和 8 年 5 月 25 日提出

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

第 4 号専決

福井市結核対策委員会委員の委嘱について

福井市結核対策委員会委員の委嘱について、福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和 18 年福井市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 1 日

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

1 氏名等

氏 名	団体・役職名等	備考
	養護教諭代表 （福井市麻生津小学校養護教諭）	新任
	養護教諭代表 （福井市大安寺中学校養護教諭）	新任

2 委嘱期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで。

委嘱中の委員（令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで。）

氏 名	団 体 ・ 役 職 名 等	備考
	福井市保健所長	
	学校医代表 （Mクリニック）	
	医師会代表 （まつだ内科クリニック）	
	結核の専門家 （赤井内科呼吸器クリニック）	

	結核の専門家 (福井県立病院)	
	学校長代表 (福井市鶉小学校長)	

第 5 号報告

専決処分（福井市通学区域審議会委員の委嘱）の承認を求めることについて
福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和 18 年福井市教育委員会規則第 6 号）第
2 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同項の規定により、こ
れを報告し、その承認を求める。

令和 8 年 5 月 25 日提出

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

第 5 号専決

福井市通学区域審議会委員の委嘱について

福井市通学区域審議会委員の委嘱について、福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和 18 年福井市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 1 日

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

1 氏名等

氏 名	団体・役職名等	備考
	福井市総務部長	新任
	福井市市民生活部長	新任

2 委嘱期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日まで（前任者の残任期間）。

委嘱中の委員（令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日まで。）

氏 名	団 体 ・ 役 職 名 等	備考
	福井市議会議員	
	福井市議会議員	
	福井市議会議員	
	福井市公民館連絡協議会	
	福井大学 C S T 企画運営事務局研究員	
	福井市 P T A 連合会	
	福井市 P T A 連合会	
	福井市小学校校長会	

	福井市中学校校長会	
	福井市都市政策部長	
	福井市建設部長	

第 1 3 号 報 告

専決処分（福井市通学区域審議会委員の委嘱）の承認を求めることについて
福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和 1 8 年福井市教育委員会規則第 6 号）第
2 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同項の規定により、こ
れを報告し、その承認を求める。

令和 8 年 5 月 2 5 日提出

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

第 1 3 号 専 決

福井市通学区域審議会委員の委嘱について

福井市通学区域審議会委員の委嘱について、福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和 1 8 年福井市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 5 月 1 9 日

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

1 氏名等

氏 名	団体・役職名等	備考
	福井市議会議員	新任
	福井市議会議員	新任
	福井市議会議員	新任

2 委嘱期間

令和 8 年 5 月 1 9 日から令和 8 年 7 月 3 1 日まで（前任者の残任期間）。

委嘱中の委員

氏 名	団 体 ・ 役 職 名 等	備考
	福井市公民館連絡協議会	
	福井大学 C S T 企画運営事務局研究員	
	福井市 P T A 連 合 会	
	福井市 P T A 連 合 会	
	福井市小学校校長会	
	福井市中学校校長会	
	福井市総務部長	

	福井市市民生活部長	
	福井市都市政策部長	
	福井市建設部長	

第 6 号 報 告

専決処分（福井市社会教育委員の委嘱）の承認を求めることについて

福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和 1 8 年福井市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和 8 年 5 月 2 5 日提出

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

第 6 号専決

福井市社会教育委員の委嘱について

福井市社会教育委員の委嘱について、福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和 18 年福井市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 1 日

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

1 氏名等

氏 名	団 体 ・ 役 職 名 等	備考
	福井市中学校長会（福井市国見中学校長）	新任

2 委嘱期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 6 月 3 0 日まで

始期は役職の交替日。終期は前任者の残任期間。

委嘱中の福井市社会教育委員（委嘱期間：令和９年６月３０日まで）

氏 名	団 体 ・ 役 職 名 等	備考
	福井市小学校長会	
	福井市公民館連絡協議会会長	
	福井市文化協会会長	
	福井市連合婦人会会長	
	福井市子ども会育成連合会副会長	
	福井市壮年会連絡協議会会長	
	(公益社団法人)福井市スポーツ協会副会長	
	福井市ＰＴＡ連合会会長	
	元社会教育指導員	
	福井大学名誉教授	
	福井大学学長特別補佐	
	福井市議会議員	
	福井市議会議員	
	福井市議会議員	
	元福井市中央公民館館長	

第 1 4 号 報 告

専決処分（福井市社会教育委員の委嘱）の承認を求めることについて

福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和 1 8 年福井市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和 8 年 5 月 2 5 日提出

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

第 1 4 号専決

福井市社会教育委員の委嘱について

福井市社会教育委員の委嘱について、福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和 18 年福井市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 5 月 1 9 日

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

1 氏名等

氏 名	団 体 ・ 役 職 名 等	備 考
	福井市議会議員	新任
	福井市議会議員	新任
	福井市議会議員	新任

2 委嘱期間

令和 8 年 5 月 1 9 日から令和 9 年 6 月 3 0 日まで

始期は役職の交替日。終期は前任者の残任期間。

委嘱中の福井市社会教育委員（委嘱期間：令和９年６月３０日まで）

氏 名	団 体 ・ 役 職 名 等	備考
	福井市小学校長会	
	福井市中学校長会	
	福井市公民館連絡協議会会長	
	福井市文化協会会長	
	福井市連合婦人会会長	
	福井市子ども会育成連合会副会長	
	福井市壮年会連絡協議会会長	
	(公益社団法人)福井市スポーツ協会副会長	
	福井市ＰＴＡ連合会会長	
	元社会教育指導員	
	福井大学名誉教授	
	福井大学学長特別補佐	
	元福井市中央公民館館長	

第 7 号報告

専決処分（福井市公民館運営審議会委員の委嘱）の承認を求めることについて
福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和 18 年福井市教育委員会規則第 6 号）第
2 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同項の規定により、こ
れを報告し、その承認を求める。

令和 8 年 5 月 25 日提出

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

第 7 号 専 決

福井市公民館運営審議会委員の委嘱について

福井市公民館運営審議会委員の委嘱について、福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和 18 年福井市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 1 日

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

1 対象者

別添 一覧表のとおり

2 委嘱期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

木 田 公民館

定数 20 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		男		自治会連合会	再	2	
2		男		木田小学校	再	1	
3		男		体育振興会	再	2	
4		男		自主防災会	再	2	
5		男		交通安全協会	再	2	
6		男		防犯隊	再	2	◎
7		男		社会福祉協議会	再	2	
8		男		民生児童委員	再	2	
9		女		民生児童委員	再	2	○
10		男		子ども会育成会	再	2	
11		女		青少年育成市民会議	再	2	
12		男		視聴覚ライブラリー	再	2	
13		男		木田小学校PTA	再	2	
14		男		昭和町連絡協議会	再	2	
15		男		男女共同参画推進員	再	2	
16		女		日赤奉仕団	再	2	
17		女		公民館教育事業	再	5	
18		女		保健衛生推進員	再	3	
19		男		地区事業者	新	5	
20		女		地区事業実行委員	新	5	

- ・ 新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・ 次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
 (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・ 委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

20人 新 4人
女性 8人

令和 8 年 3 月 24 日

福井市教育委員会 様

福井市 豊 公民館
館 長

運営審議会委員長

福井市 豊 公民館運営審議会委員の変更について

別紙のとおり辞職の申し出がありましたので報告いたします。
なお、併せて新委員候補者を内申いたします。

記

1 辞職委員

No.	氏 名	性別	住 所	所属団体等	分野	備考
6		男		社会福祉協議会・会長	2	
12		女		社会福祉協議会	2	
17		男		豊教育振興会・会長	2	
18		女		豊地区生活改善推進員	2	

2 新任委員候補者

No.	氏 名	性別	住 所	所属団体等	分野	備考
6		男		社会福祉協議会・会長	2	
12		女		社会福祉協議会	2	
17		男		豊教育振興会・会長	2	
18		女		豊地区生活改善推進員	2	

3 委嘱希望日 令和 8 年 4 月 1 日

4 添付書類 辞職届（別添）

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

豊

公民館

定数 20 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		男		福井市豊小学校 校長	再	1	
2		女		豊婦人会 会長	再	2	◎
3		男		ふるさとみのりづくり委員会 委員長	再	2	○
4		男		ふるさとみのりづくり委員会	再	2	
5		男		豊地区自治会連合会 会長	再	2	
6		男		豊地区社会福祉協議会 会	新	2	
7		男		みのり壮年連絡協議会 会長	再	2	
8		男		豊体育振興会 会長	再	2	
9		男		青少年育成豊区民会議 支部長	再	2	
10		男		豊地区子ども会育成会 副会長	再	2	
11		男		豊地区あじさい元気クラブ 会長	再	2	
12		女		豊地区社会福祉協議会	新	2	
13		女		明倫中学校PTA 副会長	再	2	
14		女			再	2	
15		女		豊婦人会	再	2	
16		女		ガールスカウト県第1団	再	2	
17		男		豊教育振興会 会長	新	2	
18		女		豊地区食生活改善推進員	新	2	
19		女		南部民生児童委員協議会	再	2	
20		男		みのり青年会 会長	再	2	

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
 - (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

足 羽 公民館

定数 20 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		女		婦人会会長	再	3	○
2		男		まちづくり推進委員会会長	再	2	
3		男		自治会連合会会長	再	2	
4		男		足羽小学校校長	再	1	
5		男		社会福祉協議会会長	再	2	
6		男		子ども会育成会会長	再	3	
7		男		スポーツ振興会会長	再	2	
8		男		青少年育成市民会議支部長	新	3	
9		男		交通安全推進協議会会長	再	2	
10		女		民生児童委員協議会会長	再	3	
11		男		足羽小学校PTA会長	再	1	◎
12		男		自治会連合会副会長	新	2	
13		男		自治会連合会副会長	新	2	
14		男		まちづくり推進委員	再	2	
15		男		まちづくり推進委員	再	2	
16		男		青少年育成市民会議庶務	再	2	
17		女		女性防火クラブ	再	3	
18		女		まちづくり推進委員	再	2	
19		男		自治連合会庶務	再	2	
20		女		子ども会育成会副会長	新	3	

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
 (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

令和8年度 福井市公民館運営審議会委員名簿

湊

公民館

定数 20 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		女		湊小学校	再	1	
2		男		湊地区自治会連合会連絡協議会	再	2	
3		男		湊1区自治会連合会	再	2	
4		女		湊2区自治会連合会	再	2	
5		男		湊4区自治会連合会	新	2	
6		男		湊ビジョン推進協議会	再	2	
7		男		湊地区社会福祉協議会	再	2	
8		男		湊体育振興会	再	2	
9		男		湊小学校PTA	再	2	
10		男		湊地区子ども会育成会	新	2	
11		男		防犯隊湊支隊	再	2	
12		男		湊地区老人クラブ連合会	再	2	
13		男		湊地区交通安全推進協議会	再	2	
14		男		青少年育成福井市民会議湊支部	新	2	
15		男		湊地区自主防災会連絡協議会	新	2	
16		男		民生・児童委員	新	2	
17		女		たちばな児童館	再	3	
18		女		男女共同参画推進員	再	2	
19		女		湊1区・2区・女性部・4区婦人部	再	2	
20		女		主任児童委員	新	2	

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
 (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認め
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

春 山 公民館

定数 18 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		女		日赤春山分団副分団長	新	2	
2		女		自主グループ（洋裁）	新	2	
3		男		春山小学校校長	再	1	
4		男		子ども会育成会会長 前春山小学校PTA会長	新	2	
5		女		前子ども会育成会会長	再	2	
6		女		市スノーボード推進員、全国児童会連合会、部主（スティックリング）	再	2	
7		男		学識経験者	再	4	
8		男		学識経験者	再	4	
9		男		地区社会福祉協議会事務局員 元牧中第3自治会長	再	2	
10		男		元明道中学校教育振興会会長	再	2	
11		男		体育振興会会長	新	2	
12		女		元藤島第4自治会長	再	2	
13		女		元春山小学校PTA会長	再	2	
14		女		主任児童委員	再	3	
15		女		保健衛生推進員	再	3	
16		男		学識経験者	再	4	
17		男		地区社会福祉協議会会長	新	2	
18		男		元藤島連合会長 元藤島第1自治会長	新	2	
19							
20							

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
- (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

宝 永 公民館

定数 20 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		男		宝永小学校 校長	再	1	
2		男		青少年育成市民会議 宝永支部長	再	2	
3		女		体育協会	再	2	
4		女		子ども会育成会	新	2	
5		男		宝永小学校 PTA会長	再	2	
6		女		まつのき児童館 館長	新	3	
7		女		主任児童委員	再	2	
8		女		婦人会	再	2	
9		男		社会福祉協議会 会長	新	2	
10		女		婦人会 会長	再	2	
11		男		まちづくり委員会 会長	再	2	
12		男		まちづくり委員会	再	4	◎
13		男		宝永社会教育会 会長	再	2	
14		女		元公民館主事	新	5	
15		女		保健衛生推進委員	再	3	○
16		男		自治会連合会 会長	再	2	
17		男		子ども会育成会 会長	再	2	
18		男		体育協会 会長	再	2	
19		女		保健衛生推進委員	再	3	
20		女		宝永社会教育会	再	4	

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
- (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

順 化 公民館

定数 13 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		男		順化地区自治会連合会 交通安全順化分会・推進協議会	再	2	◎
2		男		順化教育振興会	再	2	○
3		男		順化小学校	再	1	
4		男		順化体育振興会	再	2	
5		男		順化地区社会福祉協議会	再	2	
6		男		順化健康クラブ連合会	再	2	
7		女		順化中央婦人会	新	2	
8		男		順化壮年会	再	2	
9		男		順化まちづくり協議会	再	2	
10		男		青少年育成福井市民会議	再	2	
11		男		順化自主防災会 順化小学校PTA	再	2	
12		男		順化子ども会育成会	新	2	
13		女		自主グループ代表	再	2	
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
 (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

松 本 公民館

定数 20 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		女		松本小学校校長	再	1	
2		男		進明中学校校長	新	1	
3		男		北陸高校校長	再	1	
4		男		自治会連合会会長	再	2	
5		女		社会教育会副会長	再	2	
6		女		社会福祉協議会会長	再	2	
7		男		体育振興会会長	再	2	
8		女		子ども会育成連合会会長	再	2	
9		男		まつり振興会会長	再	2	
10		女		松本小学校PTA役員	新	2	
11		男		自主防災組織連絡協議会会長	新	2	
12		男		交通安全協会松本分会会長 松本地区交通安全推進協議会会長	再	2	
13		男		青少年育成福井市民会議松本支部支部長	再	2	◎
14		男		自主グループ生代表	再	2	
15		女		とちのき児童館館長	新	3	
16		女		子育て支援ボランティアグループ メンバー	再	3	
17		女		学識経験者	再	4	○
18		女		学識経験者	再	4	
19		女		公民館活動精通者	再	5	
20		男		公民館活動精通者	新	5	

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
- （1）学校教育関係者 （2）社会教育関係者 （3）家庭教育関係者 （4）学識経験者 （5）教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

日 之 出 公 民 館

定数 20 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		女		主任児童委員	新	2	
2		男		自治連/敬老事業	再	2	
3		女		日之出小学校校長	再	1	
4		女		民生児童委員（成和民協）	再	2	
5		男		防犯隊日之出支隊	再	2	
6		男		青少年育成会	再	2	
7		男		男女共同参画推進員	再	2	
8		男		日之出小PTA	新	2	
9		男		成和中学校校長	再	1	
10		男		青少年育成市民会議	再	2	
11		男		福井市消防団 日之出分団	新	2	
12		男		学識経験者/教育事業(福井学)	再	4	
13		女		ひので広報委員会	再	2	
14		男		自治会連合会	再	2	
15		男		ひのでまちづくり協議会	新	2	
16		男		社会福祉協議会	再	2	
17		男		自主防災組織連絡協議会	再	2	
18		男		ひのでスポーツ協会	再	2	
19		女		子育て支援	再	3	
20							

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
- (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

旭

公民館

定数 20 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		男		旭地区交通安全推進協議会 会長	再	2	
2		女		旭公民館特別顕彰委員会 副委員長	再	2	
3		男		旭スポーツ振興会 会長	新	2	
4		男		旭小学校PTA 副会長	新	1	
5		女		旭青少年育成会 会長	再	2	
6		女		自主グループ生代表	再	2	
7		女		旭地区まちづくり委員会 SDGs 部会長	再	2	
8		男		旭地区社会福祉協議会 会長	再	2	
9		男		勝見自治会連合会 会長	再	2	
10		女		旭地区各種団体連絡協議会 事務局長	再	2	
11		女		旭地区自主防災連絡協議会 事務局長	新	2	
12		女		学識経験者	再	4	
13		男		旭小学校 校長	新	1	
14		男		手寄自治会連合会 会長	再	2	
15		男		城幸自治会連合会 会長	再	2	
16		男		豊島自治会連合会 会長	再	2	
17		男		旭地区自治会連合会 会長	再	2	
18		女		主任児童委員	新	3	
19		男		旭地区まちづくり委員会 事務局長	再	2	
20		男		学識経験者	再	4	

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
 (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

日 新 公民館

定数 20 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		男		日新小学校 校長	新	1	
2		女		日新小PTA 庶務	新	1	
3		男		まちづくり日新実行委員会 副事務局長	再	2	◎
4		男		まちづくり日新実行委員会 会長	新	2	
5		男		体育振興会 会長	再	2	○
6		男		社会福祉協議会 会長	再	2	
7		男		健友会 会長	再	2	
8		男		自主防災連絡協議会 安全協会 会長	再	2	
9		男		子ども会育成会	再	2	
10		女		乾徳ブロック長	新	2	
11		男		文里ブロック長	新	2	
12		男		宮島ブロック長	新	2	
13		男		堀ノ宮ブロック長	新	2	
14		女		婦人会 会長	再	2	
15		男		ひまわり児童館 館長	再	1	
16		女		民生児童員	再	2	
17		男		学識経験者	再	1	
18		女		地域活動役員	新	2	
19		女		地域活動役員	再	3	
20		男		地域活動役員	再	2	

・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）

・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと

(1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者

・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

令和8～9年度 福井市公民館運営審議会委員名簿

清明 公民館

定数 17 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		男		清友会事務局長	再	2	
2		男		体育振興会副会長	再	2	
3		男		清明小学校校長	再	1	
4		男		自治会連合会長	新	2	
5		男		有識者	再	2	
6		男		平清会事務局長	再	2	
7		女		有識者	再	2	
8		女		清明のびっこクラブ代表	再	1	
9		男		福井市消防団清明分団長	新	2	
10		男		平清会副会長	再	2	R7 ○
11		女		すずらん児童館館長	再	1	
12		女		あさむつこども園園長	新	1	
13		女		いこさあいらぶ会長	再	2	
14		男		花とみどりの会会長	再	2	R7 ◎
15		女		社会福祉協議会委員	新	2	
16		男		社会福祉協議会委員	再	2	
17		女		大島台代議員	新	2	

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
 (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと ※R6年度は4/16運営で決定します。

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

東安居

公民館

定数 20 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		男		東安居小学校 校長	再	1	
2		男		東安居地区自治会連合会 会長	新	2	
3		男		地域活性推進委員会 委員長	再	2	
4		男		東安居社会福祉協議会 会長	再	2	
5		男		東安居自主防災組織連絡 協議会 会長	再	2	
6		男		青少年育成福井市民 会議 東安居支部長	再	2	
7		男		東安居壮年会 会長	再	2	
8		男		東安居体育振興会 会長	再	2	
9		男		東安居交通安全協会 副会長	新	2	
10		男		東安居小学校PTA 会長	新	2	
11		男		光陽中学校PTA 会長	再	2	
12		女		東安居地区子ども会 育成会 役員	再	2	○
13		女		家庭教育経験者	再	3	
14		男		団体職員経験者	新	5	
15		女		ボランティアサークル パレット 代表	再	5	
16		男		社会教育経験者	再	5	◎
17		男		社会教育経験者	再	5	
18		女		社会教育経験者	再	5	
19		女		社会教育経験者	再	5	
20		女		社会教育経験者	再	5	

・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）

・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと

(1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者

・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

社 南 公 民 館

定数 20 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		女		社南小学校	再	1	
2		男		至民中学校	再	1	
3		女		社南コドモCafé委員会	新	3	
4		男		社中央第一こども園	再	3	
5		男		公民館移転・新築準備委員会	再	2	◎
6		男		社南まちづくり委員会	再	2	○
7		男		社南地区自治会連合会	再	2	
8		男		社南地区自主防災会連絡協議会	再	2	
9		男		社南体育振興会	再	2	
10		男		社南DX推進委員会	再	2	
11		女		青少年育成福井市民会議社南支部	新	2	
12		男		社南地区子ども会育成会	再	2	
13		男		元南警察署長	新	4	
14		男		社南小学校PTA	再	2	
15		男		至民中学校PTA	新	2	
16		男		社南メンテナンス匠の会	新	2	
17		女		ガールスカウト福井第28団	新	2	
18		男		社南サポート倶楽部	新	2	
19		男		学識経験者	再	4	
20		女		学識経験者	再	4	

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
 (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

社 北 公民館

定数 ¹⁹ 20 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		女		社北小学校長	新	1	
2		男		自治会連合会	新	2	
3		女		社会福祉協議会	再	2	
4		男		体育振興会	再	2	
5		男		福井南交通安全協会 交通安全推進協議会	再	2	
6		男		子ども会育成連合会	再	3	
7		女		婦人会	再	3	
8		女		社北小学校PTA	新	3	
9		男		青少年育成市民会議	再	2	
10		男		まちづくり社北委員会	再	2	
11		女		団体長経験者	再	2	
12		女		団体長経験者	再	3	
20		女		社会福祉協議会	再	2	
13		女		婦人会	再	3	
14		男		まちづくり社北委員会	再	2	
16		男		団体長経験者	再	2	
15		男		団体長経験者	再	2	
18		男		団体長経験者	再	2	
19		男		団体長経験者	再	2	
20							

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
(1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

社 西 公民館

定数 20 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		男		社西小学校長	再	1	
2		男		自治会連合会	新	2	
3		女		社会福祉協議会	再	2	
4		男		体育振興会	再	2	
5		男		壮年連絡協議会	再	2	
6		男		子ども会育成会	再	2	
7		女		婦人会	再	2	
8		男		社西小学校PTA	新	2	
9		男		防犯隊	新	2	
10		男		青少年市民会議	再	2	○
11		女		保健衛生推進員会	再	3	
12		女		交通安全協会	再	2	
13		男		児童クラブ	新	2	
14		男		自主防災会	再	2	
15		男		社会教育関係者	再	2	◎
16		男		学識経験者	再	4	
17		男		社会教育関係者	再	2	
18		女		社会教育関係者	再	2	
19		男		社会教育関係者	新	2	
20		女		社会教育関係者	新	2	

- ・ 新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・ 次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
 (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・ 委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

麻 生 津 公 民 館

定数 20 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		女		麻生津公民館自主グループ代表	新	2	
2		男		自治会連合会	再	2	◎
3		男		足羽中学校PTA	再	2	
4		女		福井東商工会麻生津支部女性部	再	5	
5		男		体育協会	再	2	
6		男		防犯隊麻生津支隊	再	2	
7		男		麻生津小学校PTA	新	2	
8		男		自治会連合会	新	2	
9		女		日赤奉仕団	再	2	○
10		男		学識経験者	再	4	
11		男		福井南交通安全協会麻生津分会	再	2	
12		男		社会福祉協議会	再	2	
13		女		麻生津小学校校長	再	1	
14		女		主任児童委員	新	2	
15		男		こども会育成会	新	2	
16		女		あさがお児童館館長	再	3	
17		男		福井東商工会麻生津支部	再	5	
18		男		青少年育成福井市民会議麻生津支部	新	2	
19		男		福井市消防団麻生津分団	再	2	
20		女		福井県農業協同組合女性部 福井南部支部麻生津地区代表	新	5	

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
 (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

和田 公民館

定数 20 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		男		青少年育成福井市民会議 和田支部長	再	2	◎
2		男		和田地区自治会連合会 会長	再	2	○
3		男		学識経験者	再	4	
4		男		青年GうっかりWっしょい代表	再	1	
5		男		和田地区社会福祉協議会 会	再	2	
6		男		和田壮年会連絡協議会 会長	新	2	
7		男		和田体育振興会 会長	新	2	
8		女		和田地区保健衛生推進員会 会長	再	2	
9		男		和田まちプロジェクト事務局長	再	2	
10		女		和田小学校 校長	再	1	
11		女		学級・自主グループ 代表	再	2	
12		男		不死鳥のねがい推進委員代	再	2	
13		女		和田スポーツ少年団 団長	再	2	
14		女		福井市たんぽぽ児童館 館長	新	2	
15		男		和田地区老人クラブ連合会 会長	再	2	
16		男		東部民生児童委員代表	再	2	
17		女		和田女性防火・防災クラブ 代	再	2	
18		女		和田小学校PTA会長	新	2	
19		女		和田放課後子ども教室 代表	再	2	
20		男		福井市防犯隊和田支隊 支 隊長	新	2	

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
(1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

円 山 公民館

定数 19 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
順間		男		学識経験者	再	4	
1		男		円山小学校校長	再	4	
2		男		自治会連合会	再	2	
3		男		まちづくり協議会	再	2	
4		男		まちづくり協議会 安全安心部会	再	2	○
5		女		まちづくり協議会 イキイキ部会	再	2	
6		男		まちづくり協議会 学び成長部会	再	2	
7		女		まちづくり協議会 潤いと美しさ部会	再	2	
8		男		自主防災連絡協議会	再	2	
9		女		学識経験者	再	4	◎
10		男		まちづくり協議会 安全安心部会	再	2	
11		男		まちづくり協議会 学び成長部会	再	2	
12		男		自治会連合会	再	2	
13		男		まちづくり協議会	再	2	
14		女		社会福祉協議会	再	2	
15		男		円山小PTA	新	2	
16		女		円山コミュニティスクール	再	2	
17		女		自主グループ	再	2	
18		男		学識経験者	再	4	
19		女		学識経験者	再	4	
20							

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
- (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

啓 蒙 公民館

定数 20 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		女		啓蒙小学校校長	再	1	
2		男		自治会連合会会長	新	2	
3		女		社会福祉協議会会長	新	3	
4		男		体育振興会会長	再	2	
5		男		文化振興会会長	再	2	
6		男		交通安全推進協議会会長	再	2	
7		男		交通安全分会会長	再	2	◎
8		男		防犯隊	再	2	
9		男		青少年育成市民会議支部長	再	2	○
10		男		青少年育成会会長	再	2	
11		男		老人クラブ連合会会長	再	2	
12		男		小学校PTA会長	再	1	
13		男		民生委員児童委員代表	新	3	
14		男		公民館劇団代表	再	2	
15		女		少年愛護センター補導員	再	3	
16		男		学識経験者	再	4	
17		男		学識経験者	再	4	
18		男		学識経験者	再	4	
19		男		学識経験者	再	4	
20		女		学識経験者	再	4	※

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
- (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

岡 保 公民館

定数 15 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		女		女性防火クラブ	再	2	◎
2		男		未来づくり協議会	再	2	○
3		男		岡保小学校長	再	1	
4		男		自治会連合会	再	2	
5		男		岡保小学校PTA	新	2	
6		女		社会福祉協議会	再	2	
7		女		元民生児童委員	新	2	
8		男		体育振興会	再	2	
9		男		未来づくり協議会	再	2	
10		男		老人クラブ連合会	再	2	
11		男		子ども会育成会	新	2	
12		女		日赤奉仕団	新	2	
13		女		元主任児童委員	再	3	
14		女		男女共同参画地区推進委員	再	2	
15		女		青少年育成区民会議	再	2	
16							
17							
18							
19							
20							

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
 (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

令和8～9年度 福井市公民館運営審議会委員名簿

東藤島

公民館

定数 15 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		女		学習講座生代表	再	2	
2		男		壮年連絡協議会代表	再	2	
3		男		自治会連合会会長	再	2	
4		男		青少年育成区民会議会長	再	2	
5		男		まちづくり推進協議会会長	再	2	
6		男		老人会会長	再	2	
7		男		小学校校長	再	1	
8		女		こども園園長	新	3	
9		男		社会福祉協議会会長	新	2	
10		男		スポーツ協会会長	再	2	
11		男		育友会会長	新	2	
12		女		主任児童委員	新	3	
13		男		学識経験者	再	4	
14		女		婦人会会長	新	2	
15		女		保健衛生推進員会会長	新	3	
16							
17							
18							
19							
20							

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象と
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
 (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認め
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

中 藤 島 公民館

定数 20 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		男		団体長経験者	再	5	◎
2		男		まちづくり委員会	再	2	○
3		男		自治会連合会	再	2	○
4		男		団体長経験者	再	5	○
5		男		中藤小学校校長	再	1	
6		女		社会福祉協議会	再	3	
7		男		交通安全推進協議会	再	2	
8		男		老人クラブ連合会	再	2	
9		男		壮年連絡協議会	再	2	
10		女		婦人会	再	2	
11		女		子ども会育成会	再	2	
12		男		中藤島体育振興会	再	2	
13		男		青少年育成福井市民会議	再	2	
14		男		中藤小学校PTA	新	2	
15		女		まちづくり委員会	再	2	
16		男		まちづくり委員会	再	2	
17		男		まちづくり委員会	新	2	
18		男		まちづくり委員会	再	2	
19		女		まちづくり委員会	再	2	
20		男		自主防災組織連絡協議会	新	5	

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
 (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

河合

公民館

定数 15 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		女		河合小学校校長	新	1	
2		女		かわい知り隊委員	新	5	
3		男		自治会連合会会長	新	2	○
4		女		自主グループ講師代表	再	2	
5		男		福井市北商工会河合支部長	再	5	
6		女		JA女性部代表	再	5	
7		男		男女共同参画推進委員	再	2	
8		男		福井市スポーツ協会理事	再	2	
9		女		河合保育園園長	再	3	
10		男		まちづくり協議会会長	再	2	
11		男		前自治会連合会会長	再	2	
12		女		児童クラブ代表	再	3	
13		男		社会福祉協議会会長	再	2	
14		男		自主防災組織連絡会会長	再	2	◎
15		男		体育振興会会長	再	2	
16							
17							
18							
19							
20							

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
 (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

森 田 公民館

定数 20 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		男		森田小学校校長	再	1	
2		男		九頭竜中学校校長	再	1	
3		男		自治会連合会	新	2	
4		男		社会福祉協議会	再	2	
5		男		子ども会育成連合会	再	2	
6		男		森田小学校PTA	新	2	
7		女		九頭竜中学校PTA	再	2	
8		男		スポーツ振興会	新	2	
9		男		文化委員会	再	2	
10		男		市民会議	新	2	
11		男		公民館活動に精通	再	5	
12		男		福井市職員	再	4	
13		男		公民館活動に精通	新	5	
14		女		公民館活動に精通	再	5	
15		女		福井大学	再	4	
16		男		小学校教員	再	4	
17		女		子育て支援施設	再	3	
18		女		公民館活動に精通	再	5	
19		女		公民館活動に精通	再	5	
20		女		公民館活動に精通	再	5	

- ・ 新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・ 次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
 (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・ 委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

明 新 公民館

定数 20 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		男		学識経験者	新	2	
2		男		福井大学教育学部 附属義務教育学校	再	1	
3		女		自主グループ (明新少年空手教室)	新	2	
4		男		明新地区自治会連合会	新	5	
5		女		学識経験者	新	2	
6		男		明新IT委員会	再	2	
7		男		自主グループ (メンズフリーダンス)	新	2	
8		男		男女共同参画推進員 明新自主防災連絡協議会	再	2	
9		男		青少年育成福井市民会議 明新支部	再	2	
10		男		明新地区長寿会連合会	再	5	
11		女		自主グループ連絡協議会	再	2	
12		男		明新地区体育協会	新	2	
13		女		明新地区自治会連合会	再	5	◎
14		女		明新地区主任児童委員	新	2	
15		男		明新小学校	再	1	
16		男		明新地区交通安全 推進協議会	新	2	
17		女		自主グループ (明新なでしこ)	再	2	
18		男		明新小学校PTA	新	2	
19		男		民生委員・児童委員	新	2	
20		男		学識経験者	再	2	

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
(1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

令和8～9年度 福井市公民館運営審議会委員名簿

安居 公民館

委員定数 15 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		男		小学校校長	再	1	
2		女		小学校PTA代表	新	2	
3		女		中学校PTA代表	新	2	
4		男		体育振興会会長	再	2	
5		男		壮年会会長	再	2	◎
6		男		子ども会育成会会長	新	2	
7		女		婦人会代表	再	2	
8		男		安居ふるさと大学代表	再	2	
9		男		安居の里を守る会会長	再	2	
10		女		自主グループ代表	再	2	
11		男		自治連合会会長	新	2	
12		男		男女共同参画推進員代表	再	2	
13		男		ふるさと創り委員長	新	2	
14		男		社会福祉協議会会長	新	2	
15		女		子育て支援代表	再	3	○

令和8～9年度 福井市公民館運営審議会委員名簿

一光

公民館

定数 8 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		男		自治会連合会会長	再	2	委員長
2		男		自治会長/スマイル会長	再	2	副委員長
3		男		自治会長/体振会長	再	2	副委員長
4		男		体振副会長	再	2	
5		男		体振役員、スポーツ推進委員	新	2	
6		男		農家組合長	再	5	
7		男		林家組合長	再	5	
8		男		公民館協力委員	新	5	
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象とす）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
 (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認め
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期:令和8～9年度)

殿下公民館

定数 14 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		男		自治会連合会	再	2	◎
2		男		寿会	再	2	
3		男		社会福祉協議会	再	2	○
4		女		ねむの木会	再	2	
5		男		体育振興会	再	2	
6		男		かじか編集委員会	再	2	
7		男		交通安全協会	再	2	
8		男		うららの殿下委員会	再	2	
9		男		防犯隊	再	2	
10		男		自主防災会	新	2	
11		男		消防団	再	2	
12		男		民生委員	新	2	
13		女		学識経験者	再	4	
14		男		学識経験者	再	4	
15							
16							
17							
18							
19							
20							

・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと(「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる)

・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと

(1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認め

・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

越 廻 公民館

定数 14 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		男		自治会連合会会長	再	2	◎
2		男		社会福祉協議会	再	2	○
3		男		自治会連合会	再	2	
4		男		漁業協同組合	再	5	
5		女		民生委員児童委員	新	2	
6		男		老人クラブ連合会	再	2	
7		男		青少年育成市民会議	新	2	
8		女		婦人会代表	新	2	
9		男		青年団代表	新	2	
10		女		青少年育成会	再	2	
11		女		児童クラブ	再	3	
12		女		保育士	再	3	
13		男		越廻中学校	新	1	
14		男		越廻小学校	再	1	
15							
16							
17							
18							
19							
20							

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
 (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

清水西 公民館

定数 15 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		男		自治連合会顧問	再	2	◎
2		女		ふるさと創り委員会	再	3	○
3		男		自治連合会長	新	2	
4		男		ふるさと創り委員会 自主防災組織連絡協議会	再	2	
5		男		社会福祉協議会会長 ふるさと創り委員会	再	2	
6		女		清水西小学校校長	新	1	
7		男		青少年育成市民会議支部長 ふるさと創り委員会委員長	再	2	
8		男		体育振興会会長	再	2	
9		女		元教諭	再	4	
10		女		元養護教諭	再	4	
11		女		保育士	再	3	
12		男		副協力委員代表	新	2	
13		女		PTA会長	新	1	
14		女		保健衛生推進員会長	新	2	
15		女		自主グループ代表	新	2	
16							
17							
18							
19							
20							

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
 (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

清水東 公民館

定数 15 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		男		青少年育成市民会議	再	2	◎
2		男		まちづくり協議会	再	2	○
3		男		自治会連合会	新	2	
4		男		寿クラブ	再	2	
5		男		清水東小学校	新	1	
6		女		清水東小学校PTA	新	5	
7		女		まちづくり協議会	再	2	
8		女		放課後子ども教室	新	3	
9		女		女性防火クラブ	新	5	
10		男		社会福祉協議会	再 新	2	
11		男		子ども会育成会	新	2	
12		女		子育て支援委員会	再	3	
13		男		学識経験者	再 新	4	
14		男		体育振興会	再	2	
15		女		自主グループ	再	2	
16							
17							
18							
19							
20							

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
 (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

清 水 南

公民館

定数 13 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		女		社会福祉協議会副会長	再	2	
2		男		児童クラブ運営委員長 社会福祉協議会会長	再	3	◎
3		男		清水南地区自治会連合会長	新	2	
4		女		元教員 社会福祉協議会事務局	再	4	
5		男		青少年育成福井市民会議 清水南支部事務局	再	2	
6		女		南地区女性防火クラブ会長 福井市女性防火クラブ顧問	再	2	
7		男		清水南地区交通安全 推進協議会 会長	再	2	
8		女		元教員 清水地区主任児童員	再	4	○
9		男		清水南小学校長	再	1	
10		男		清水南地区スポーツ振興会 事務局	再	2	
11		男		福井市男女共同参画推進員	再	2	
12		男		清水南児童クラブ運営委員	新	3	
13		女		清水南小学校PTA副会長	新	2	
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
(1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

清水北 公民館

定数 15 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		男		清水北地区防犯隊隊長	再	2	
2		女		清水北小学校校長	再	1	
3		女		くりのみ児童館館長	新	3	
4		男		青少年育成福井市民会議清水北支部長	再	2	
5		女		清水中学校PTA副会長	新	2	
6		男		自治会連合会会長	再	2	
7		男		体育振興会会長	再	2	
8		女		清水北小学校PTA会長	新	2	
9		女		自主グループ代表	新	2	
10		男		子ども会会長	新	2	
11		男		片粕地区自治会会長	再	2	
12		女		片粕地区婦人会会長	再	2	
13		男		朝宮地区代表	新	2	
14		女		朝宮地区婦人代表	新	2	
15		男		清水北公民館協力委員代表	新	2	
16							
17							
18							
19							
20							

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
 (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

大 安 寺 公 民 館

定数 15 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		男		大安寺小中学校校長	新	1	
2		男		自治会連合会	再	2	○
3		男		社会福祉協議会	新	2	
4		男		青少年福井市民会議	新	2	
5		男		体育振興会	新	2	
6		男		PTA	新	3	
7		男		青少年育成会	再	3	
8		男		住みよい町づくり委員会	再	2	
9		女		民生児童委員会	再	2	
10		女		保健衛生推進委員	新	3	
11		男		学識経験者	新	4	
12		男		学識経験者	再	4	◎
13		女		学識経験者	再	4	
14		女		学識経験者	新	4	
15		女		学識経験者	再	4	
16							
17							
18							
19							
20							

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
 (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

国 見 公民館

定数 15 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		男		国見地区自治会連合会長 小丹生町自治会 会長 「いきいき国見」会長	再	2	
2		男		国見地区自治会連合会 副会長 国見町自治会 会長	再	2	
3		男		鮎川町自治会 会長 国見地区体育振興会長	再	2	
4		男		白浜町自治会 会長	再	2	
5		男		大丹生町自治会 会長	再	2	
6		男		国見地区自治会連合会 事務局長	再	2	
7		男		国見中学校長	新	1	
8		男		国見地区社会福祉 協議会長		2	
9		男		「いきいき国見」 副会長	再	2	
10		男		国見中学校元PTA会長	再	3	
11		女		福井市漁業協同組合 元婦人部長	再	3	
12		女		鮎川町婦人会 元会長	再	3	
13		男		小丹生町子ども会 元会長	再	3	
14		女		越前海岸盛上隊 会計	新	3	
15		女		元保育園保護者会長	新	3	
16							
17							
18							
19							
20							

・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）

・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと

(1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者

・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

鶺鴒

公民館

定数 15 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		男		自治会連合会	再	2	
2		女		公民館活動協力者	再	5	
3		女		保健衛生推進委員	再	3	
4		男		祭り実行委員会	再	2	
5		男		郷づくり委員会	再	2	
6		女		元中学校長	再	4	
7		男		鶺鴒小学校長	再	1	
8		男		祭り実行委員会	再	2	
9		男		コウノトリの郷プロジェクト	再	2	
10		男		前自治会連合会	再	5	
11		男		鶺鴒和会	再	2	
12		女		婦人会	再	2	
13		女		社会福祉協議会	再	2	
14		女		公民館活動協力者	再	5	
15		男		祭り実行委員会	新	2	
16							
17							
18							
19							
20							

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
 (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

栗

公民館

定数 ¹⁴15 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		女		自主グループ	再	2	
2		女		保健衛生推進員	再	2	○
3		男		民生委員児童委員	新	2	
4		女		婦人グループ	再	2	
5		男		青少年育成市民会議	再	2	
6		男		体育協会	新	2	
7		女		デイホーム専任員	再	2	
8		男		PTCA	新	2	
9		男		社会福祉協議会	新	2	
10		男		自治会連合会	再	2	◎
11		女		児童クラブ	再	3	
12		男		子ども会育成会	再	2	
13		男		小中学校	新	1	
14		男		自然王国なつめ	再	2	
15							
16							
17							
18							
19							
20							

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
 (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

鷹 巣 公民館

定数 15 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		男		鷹巣小中学校	新	1	
2		男		長橋小学校	再	1	
3		男		自治会連合会	再	2	◎
4		男		自治会連合会	再	2	○
5		男		体育振興会	再	2	
6		男		子ども会育成会	再	2	
7		男		男女共同参画	新	2	
8		女		社会福祉協議会	再	2	
9		男		鷹寿会	再	2	
10		女		民生児童委員	再	2	
11		男		交通安全協会	再	2	
12		男		壮年会	再	2	
13		男		青少年育成市民会議	再	2	
14		女		夏休み子どもクラブ	再	3	
15		女		元教諭	再	4	
16							
17							
18							
19							
20							

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
 (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

本 郷 公民館

定数 15 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		男		本郷小学校校長	再	1	
2		男		自治会連合会長	新	2	
3		男		郷の探歩会	再	2	
4		男		公民館建設促進委員会	再	5	
5		男		社会福祉協議会	新	2	
6		男		体育振興会	再	2	
7		男		青少年育成市民会議	再	2	
8		男		本郷壮年会	再	2	
9		女		本郷小学校PTA	新	2	
10		男		交通安全協会	再	2	
11		男		青年グループ青空会	再	2	
12		女		民生委員	再	2	
13		女		本郷保育園保護者会	再	3	
14		女		元主任児童委員	再	5	
15		女		男女共同参画推進員	再	2	
16							
17							
18							
19							
20							

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
 (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

宮 ノ 下 公民館

定数 15 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		男		鷺小学校	再	1	
2		男		自治会連合	新	2	
3		男		壮年会	新	2	
4		男		まちづくり	再	2	◎
5		男		育成会	新	2	
6		男		社会福祉協議会	再	2	
7		男		交通安全推進	新	2	
8		男		体育協会	再	2	
9		男		自主防災	再	2	
10		女		はなぐみ(婦人会)	新	2	
11		女		女性防火クラブ	再	2	
12		女		夏まつり	新	2	
13		男		学識経験者	再	5	
14		男		学識経験者	再	5	○
15		女		民生委員	新	5	
16							
17							
18							
19							
20							

- ・ 新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・ 次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
 (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・ 委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

酒 生 公民館

定数 15 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		男		酒生幼小中学校校長	再	1	
2		男		自治会連合会	新	2	○
3		男		社会福祉協議会	再	2	
4		男		自主防災組織連絡協議会	再	2	
5		男		男女共同参画推進員	再	2	
6		男		体育振興会	再	2	
7		男		青少年育成福井市民会議	再	2	
8		女		子ども会育成会	新	2	
9		女		日本赤十字奉仕団	再	2	
10		女		保健衛生推進員	再	3	
11		女		食生活改善推進員	再	3	
12		男		自主グループ生代表	再	2	
13		男		学識経験者	再	4	
14		男		学識経験者	再	4	◎
15		男		学識経験者	新	4	
16							
17							
18							
19							
20							

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
(1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

— 乗 公民館

定数 15 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		女		一乗小学校 校長	新	1	
2		男		清流大学学級長	再	2	◎
3		男		自治会連合会 会長	新	2	○
4		男		防災士	再	2	
5		女		男女共同参画推進員	再	2	
6		男		消防団 団長	再	2	
7		男		体育振興会 会長	再	2	
8		男		環境美化推進員	再	5	
9		女		地区社会福祉協議会 会長 赤十字奉仕団 団長	再	2	
10		男		子ども会育成会 会長	新	3	
11		女		学級生代表	再	2	
12		男		壮年代表	再	5	
13		男		壮年代表	再	5	
14		女		女性代表	新	5	
15		男		交通安全推進協議会 会長 児童クラブ 事務局	再	2	
16							
17							
18							
19							
20							

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
(1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

上 文 殊 公民館

定数 15 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		男		まちづくり団体長	再	2	◎
2		男		自治会連合会長	新	2	○
3		男		小学校校長	再	1	
4		女		社会福祉協議会会長	新	2	
5		男		体育振興会会長	再	2	
6		男		上文殊小PTA会長	新	2	
7		女		育成会会長	新	2	
8		男		市民会議支部長	新	2	
9		女		足羽東こども園園長	再	3	
10		女		保健衛生推進会会長	新	3	
11		男		自主防災会長・福井学	再	2	
12		男		交通安全会長・福井学	再	2	
13		女		環境美化推進員・福祉委員	再	2	
14		女		講座代表	新	2	
15		女		講座代表	新	2	
16							
17							
18							
19							
20							

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
 (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

文 殊 公民館

定数 15 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		男		文殊小学校校長	再	1	
2		男		青少年育成福井市民会議	再	1	
3		男		体育振興会	再	2	
4		男		社会福祉協議会	再	2	
5		男		やまのぼり実行委員会	再	2	
6		男		民生児童委員	新	3	
7		女		家庭教育	再	3	
8		女		家庭教育	再	3	
9		女		学識	再	4	
10		男		学識	再	4	
11		男		社会教育	再	2	
12		男		社会教育	再	2	
13		男		運営審議会副委員長	再	5	○
14		男		運営審議会委員長	再	5	◎
15		男		文殊総合開発期成同盟	新	2	
16							
17							
18							
19							
20							

- ・ 新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・ 次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
 (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・ 委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

令和8～9年度 福井市公民館運営審議会委員名簿

六 条 公民館 委員定数 15 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		男		自治会連合会	新	2	○
2		男		小学校	再	1	
3		男		社会福祉協議会	再	2	
4		男		消防団	再	2	
5		女		婦人会	新	2	
6		男		青少年育成市民会議	新	2	
7		男		交通安全推進協議会	再	2	
8		男		視聴覚委員会	再	2	
9		男		体育振興会	再	2	
10		女		子育て支援委員会	再	3	
11		男		学識経験者	再	4	◎
12		女		学識経験者	新	4	
13		男		学識経験者	再	4	
14		女		社会教育関係者	新	2	
15		女		自主グループ代表	再	2	
16							
17							
18							
19							
20							

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
- (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

東 郷 公 民 館

定数 15 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		女		保健衛生推進員	新	3	
2		男		自主防災組織連絡協議会	再	2	
3		男		ふるさとおこし協議会	新	2	
4		男		青少年育成市民会議	再	2	
5		男		環境美化推進委員	再	2	◎
6		女		東郷こども園	新	3	
7		男		槇山を育てる会	再	2	
8		女		自主グループ代表(華道)	新	2	
9		男		福井市消防東郷分団	再	2	
10		女		東郷小学校PTA	新	2	
11		女		民生委員・児童委員	新	2	
12		女		社会福祉協議会	再	2	○
13		女		東郷小学校	再	1	
14		男		自治会連合会	新	2	
15		男		体育振興会	新	2	
16							
17							
18							
19							
20							

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
 (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

福井市公民館運営審議会委員名簿

(任期：令和8～9年度)

美 山 公 民 館

定数 15 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		男		美山地区自治会連合会	再	2	
2		男		美山地区社会福祉協議会	新	2	
3		女		美山民生児童委員協議会	新	2	
4		男		美山スポーツ振興会	再	2	
5		男		美山地区文化振興会	再	2	
6		男		美山小学校校長	新	1	
7		女		みやまこども園	再	3	
8		男		美山中学校PTA代表	新	2	
9		男		美山小学校PTA代表	新	2	
10		女		男女共同参画推進員	再	2	
11		女		フレッシュみやま女性の会	再	2	
12		男		青少年育成福井市民会議	再	2	
13		女		学識経験者	再	4	
14		女		学識経験者	再	4	
15		女		学識経験者	再	4	
16							
17							
18							
19							
20							

- ・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象となる）
- ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと
- (1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認める者
- ・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

令和8～9年度 福井市公民館運営審議会委員名簿

中 央

公民館

定数 20 名

No	氏名	性別	住所	所属団体等	新・再	分野	備考
1		女		福井市小学校校長会	新	1	
2		男		福井市社会福祉協議会	再	2	
3		男		福井市PTA連合会	再	2	
4		女		福井市連合婦人会	再	2	○
5		男		福井市壮年会連絡協議会	再	2	
6		男		青少年育成福井市民会議	再	2	
7		男		福井市文化協会	新	2	
8		男		福井市公民館連絡協議会	再	2	
9		男		福井県教育博物館	再	2	
10		男		市民学習グループ	新	2	
11		男		福井市自治会連合会	再	2	
12		男		福井市老人クラブ連合会	再	2	
13		女		家庭教育関係者	再	3	
14		男		福井大学特任教授	再	4	◎
15		男		福井大学教職大学院教授	再	4	
16		女		福井市子ども会育成連合会	新	2	
17		男		学識経験者（学校関係）	再	4	
18		男		学識経験者（報道関係）	再	4	
19		女		学識経験者（報道関係）	新	4	
20		女		学識経験者（まちづくり関係）	再	4	

・新任・再任の区分をそれぞれ「新・再」欄に記入のこと（「再任」とは、前任期時に委員であった時のみ対象と
 ・次のうち該当する番号を分野欄に記入のこと

(1)学校教育関係者 (2)社会教育関係者 (3)家庭教育関係者 (4)学識経験者 (5)教育委員会が必要と認め

・委員長は◎印、副委員長は○印を備考欄に記入のこと

第 8 号報告

専決処分（福井市図書館協議会委員の委嘱）の承認を求めることについて

福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和 18 年福井市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和 8 年 5 月 25 日提出

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

第 8 号専決

福井市図書館協議会委員の委嘱について

福井市図書館協議会委員の委嘱について、福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和 18 年福井市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 1 日

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

1 氏名等

氏 名	団 体 ・ 役 職 名 等
	福井市小学校長会（福井市酒生小学校長）
	福井市中学校長会（福井市安居中学校長）

2 委嘱期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日まで（前任者の残任期間）

委嘱中の福井市図書館協議会委員（委嘱期間：令和 8 年 6 月 3 0 日まで）

氏 名	団 体 ・ 役 職 名 等
	ふくい子ども文庫連絡会代表
	学識経験者（福井大学名誉教授）
	読み聞かせボランティア
	福井市公民館運営審議会連絡会副会長
	福井市社会教育委員の会議委員
	市民代表
	市民代表

第 9 号 報 告

専決処分（福井市学校給食運営委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて

福井市教育委員会所管事務規則（昭和 18 年福井市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和 8 年 5 月 25 日提出

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

第 9 号専決

福井市学校給食運営委員会委員の委嘱について

福井市学校給食運営委員会委員の委嘱について、福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和 18 年福井市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 1 日

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

1 氏名等

氏 名	団体・役職名等	備考
	福井市小学校長会 (社北小学校長・単独調理校)	
	福井市小学校長会 (六条小学校長・学校給食センター校)	
	福井市中学校長会 (国見中学校長・単独調理校)	
	福井市中学校長会 (至民中学校長・学校給食センター校)	
	福井市総務部長	

2 委嘱期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 6 月 3 0 日まで（前任者の残任期間）

委嘱中の委員（委嘱期間：令和７年７月１日～令和９年６月３０日）

氏 名	団体・役職名等	備考
	福井市学校保健会会長	
	福井市薬剤師会会長	
	学識経験者（福井市医師会会長）	
	学識経験者（仁愛女子短期大学教授）	
	福井市議会議員	
	福井市議会議員	
	福井市議会議員	
	福井市ＰＴＡ連合会常任理事	
	福井市ＰＴＡ連合会常任理事	

第 1 5 号 報 告

専決処分（福井市学校給食運営委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて

福井市教育委員会所管事務規則（昭和 1 8 年福井市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和 8 年 5 月 2 5 日提出

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

第 15 号専決

福井市学校給食運営委員会委員の委嘱について

福井市学校給食運営委員会委員の委嘱について、福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和 18 年福井市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 5 月 19 日

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

1 氏名等

氏 名	団体・役職名等	備考
	福井市議会議員	新任
	福井市議会議員	新任
	福井市議会議員	新任

2 委嘱期間

令和 8 年 5 月 19 日から令和 9 年 6 月 30 日まで（前任者の残任期間）

委嘱中の委員（委嘱期間：令和９年６月３０日まで）

氏 名	団体・役職名等	備考
	福井市小学校長会	
	福井市小学校長会	
	福井市中学校長会	
	福井市中学校長会	
	福井市学校保健会会長	
	福井市薬剤師会会長	
	学識経験者（福井市医師会会長）	
	学識経験者（仁愛女子短期大学教授）	
	福井市ＰＴＡ連合会常任理事	
	福井市ＰＴＡ連合会常任理事	
	福井市総務部長	

第 1 0 号 報 告

専決処分（福井市教育支援委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて
福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和 1 8 年福井市教育委員会規則第 6 号）第
2 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同項の規定により、こ
れを報告し、その承認を求める。

令和 8 年 5 月 2 5 日 提出

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

第 10 号専決

福井市教育支援委員会委員の委嘱について

福井市教育支援委員会委員の委嘱について、福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和 18 年福井市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 17 日

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

1 氏名等

氏 名	団体・役職名等	備考
	育ちのクリニック津田	再任
	福井大学子どもこころの発達研究センター	新任
	福井愛育病院 院長	再任
	福井市国見小学校長	新任
	福井市松本小学校教頭	新任
	福井県特別支援教育センター指導主事	再任
	福井大学教育学部附属特別支援学校教諭	再任
	福井大学教育学部附属特別支援学校教諭	新任
	福井県立福井東特別支援学校教諭	再任
	福井県立福井東特別支援学校教諭	新任
	福井県立福井特別支援学校教諭	再任
	福井市順化小学校教諭	新任
	福井市湊小学校教諭	新任
	福井市松本小学校教諭	再任
	福井市円山小学校教諭	再任
	福井市啓蒙小学校教諭	新任
	福井市社北小学校教諭	再任

	福井市社南小学校教諭	再任
	福井市中藤小学校教諭	再任
	福井市麻生津小学校教諭	新任
	福井市国見小学校教諭	再任
	福井市岡保小学校教諭	再任
	福井市森田小学校教諭	再任
	福井市明新小学校教諭	再任
	福井市六条小学校教諭	再任
	福井市東藤島小学校教諭	新任
	福井市社西小学校教諭	新任
	福井市明倫中学校教諭	再任
	福井市光陽中学校教諭	再任
	福井市進明中学校教諭	再任
	福井市川西中学校教諭	新任
	福井市大東中学校教諭	新任
	福井市社中学校教諭	再任
	福井市旭小学校養護教諭	新任
	福井市東郷小学校養護助教諭	新任
	福井県児童・女性相談所	新任
	認定こども園木の実 園長	新任
	東郷こども園長	新任
	福井市こども未来部こども家庭センター	新任
	福井市こども未来部こども保育課 保育専門官	再任
	福井市福祉健康部障がい福祉課	新任

2 委嘱期間

令和8年4月17日から令和10年3月31日まで

第 1 1 号 報 告

専決処分（特別支援教育専門委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて
福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和 1 8 年福井市教育委員会規則第 6 号）第
2 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同項の規定により、こ
れを報告し、その承認を求める。

令和 8 年 5 月 2 5 日提出

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

第 1 1 号専決

特別支援教育専門委員会委員の委嘱について

特別支援教育専門委員会委員の委嘱について、福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和 1 8 年福井市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 1 7 日

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

1 氏名等

氏 名	団体・役職名等	備考
	NPO 法人はるもにあ 理事長	再任
	福井県こども療育センター	再任
	福井県発達障害児者支援センタースクラム福井	再任
	（福）足羽福祉会 こども発達支援センターフレンズあすわ	再任
	福井市こども家庭センター	新任
	福井市こども未来部こども保育課	新任
	福井市福祉健康部障がい福祉課	新任
	福井県特別支援教育センター	再任
	福井県特別支援教育センター	再任
	福井県立盲学校	新任
	福井県立ろう学校	再任
	福井県立嶺北特別支援学校	再任
	福井県立福井特別支援学校	再任
	福井県立福井特別支援学校	新任
	福井県立福井東特別支援学校	再任
	福井県立福井南特別支援学校	新任
	福井県立清水特別支援学校	再任

	福井県立清水特別支援学校	再任
	福井大学教育学部附属特別支援学校	再任
	福井大学教育学部附属特別支援学校	新任
	福井市木田小学校	新任
	福井市社南小学校	新任
	福井市社北小学校	新任
	福井市清明小学校	新任
	福井市清水南小学校	新任
	福井市九頭竜中学校	新任
	福井市東郷小学校	新任
	福井市大東中学校	再任
	福井市鷹巣中学校	再任

2 委嘱期間

令和8年4月17日から令和9年3月31日まで。

第 1 2 号 報 告

専決処分（福井市いじめ調査専門委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて

福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和 1 8 年福井市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和 8 年 5 月 2 5 日提出

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

第 1 2 号 専 決

福井市いじめ調査専門委員会委員の委嘱について

福井市いじめ調査専門委員会委員の委嘱について、福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和 1 8 年福井市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 5 月 1 日

福井市教育委員会教育長 吉 川 雄 二

1 氏名等

氏 名	団体・役職名等	備考
	弁護士	新任
	臨床心理士	新任
	福井市教育委員会事務局学校教育課 指導主事	新任

2 委嘱期間

令和 8 年 5 月 1 日から福井市いじめ問題対策連絡協議会等条例（令和 7 年条例第 7 号）第 1 1 条の規定による答申の日まで。